

法務委員會議録第三十七号

昭和二十七年四月十九日(土曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 北川 定務君 理事 田嶋 好文君

理事 田万 廣文君

角田 幸吉君

松本 弘君

加藤 充君

猪俣 浩三君

佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

檢察(法制部) 林 修三君

見第二局長 岡原 昌男君

檢察(検務局長) 岡原 昌男君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定に

伴う刑事特別法案(内閣提出第一四

一号)

○佐藤委員長 これより會議を開きま

す。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定に

伴う刑事特別法案を議題といたしまし

て、前會に引続いて質疑を続行いたし

ます。質疑の通告がありますので、順

次これを許します。世耕弘二君。

○世耕委員 私は二点ばかり簡單にお

尋ねいたします。

まず第一に、用員のストライキが行

われた場合、それが日本人であつた場

合にどういふような取扱いをするか。

○岡原政府委員 軍用員と一言に申し

まして、その地位は必ずしも法律的

に一つではないと思ひますので、その

地位いかんによりまして、わが国の勞

働法規が全般的に適用あるかどうかと

いふ問題が違つて来るのじやないかと

存じます。従ひまして、何か具体的に

お示しいただければ、その線に沿つて

研究いたしたいと思ひます。

○世耕委員 たとえば、飛行機の整備

をするために雇はれてゐる。あるいは

船舶について、特に軍需品の積込みを

請負うてゐる。そういう者が、作戦行

動をする場合に、途中で故意に休んで

しまふ。そういう場合の処置はこの協

定のどれで取締ることが出来るのであ

ろうか。あるいはもう少しこまかい点

まで掘り下げて行きますと、無電装置

に關係のある者が故意に休んでしま

ふ。そのために活動が不能に陥る。重

要な軍の行動ができなくなるといふこ

とがあり得る。そういう場合の処置は

どの條文で取扱つて行くか、内地の法

規だけでいいのかわるか。

○岡原政府委員 ただいま御質問の趣

旨によりまして、俗に軍用員と申し

ておりますが、それは法律的には軍構

成員あるいは軍属という性質のもの

ではなくて、いわゆる一般の勞務者とい

ふことになるかと存じます。さうい

ふ場合におきましては、その勞務の性

質のいかんにかかわらず日本国の勞働

法規が全般的に適用になる、かように

御了承願ひたいと思ひます。

○世耕委員 それはただ特別な規定を

用ひずして、普通の勞働法規を適用す

るといふように解釈してよろしいので

あります。

○岡原政府委員 さうでございます

す。従ひまして、ただいま議題とな

りました本法案とは直接關係の關係はな

いことに相なるわけでございます。

○世耕委員 了承いたしました。次に

お尋ねいたしましたことは、日本の裁判

所で事案を処理し、判決する、その判

決がどうも輕過ぎるか、あるいは重

過ぎるといふような場合、あるいはま

た向うの裁判権に服した者があまり重

過ぎるじやないかと、あるいは輕過

ぎるじやないかという問題が當然起つ

て来るのではないかと、さういふ

場合に、それに対する双方の意見の交

換とか、あるいはそれに対する裁判の

修正とかいふことがあり得るかどう

か、さういふ場合を想定してお考えに

なるかどうか。

○岡原政府委員 ただいまのような御

質問の趣旨でございますと、たとえ

ば、アメリカ人でこちらの裁判権に服

する者に裁判があつた場合に、それが

重過ぎるといふような問題がございま

しても、これは日本の国内法規で全部

律すべきものでございます。また反対

に、向う側の用員が軍事裁判所に行つ

て裁判を受けた場合、その被害者が日

本人であつて、われ／＼の目から見る

とどうも輕過ぎるといふ問題がござい

まして、それは向う側の裁判所の問

題でございまして、これを修正するとい

ふうふなことは規定いたしてございま

せん。但しもしもさうなことが連続

して起るとか、あるいは連続でなく

も著しく何か問題になりそうだと

場合には、これはただ後日の参考のた

めにと申しますか、取扱いの運用の突

際の面のお話合ひといひますか、さう

いふううな趣旨で話し合ひすることは可能

だと存じます。

○世耕委員 こういう場合が想像でき

ません。たとえば向うにつかまへら

れて行つて裁判を受けて死刑の宣告を

受けたが、それは日本側の調査による

という、実は人違いであつた。無罪

を宣告されなければならぬのが、死刑

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

の宣告を受けた。さういふ場合に、お

争中に日本の裁判所がやつたことに対

して、アメリカ側からの修正的要求

があつて、修正しなくてはならぬとい

ふことを、私ちよつと見たように思

ひます。これなんかも、人権を尊重す

るという大きな意味から見て、非常

に大切なことではないかと思ひます。

○岡原政府委員 お話によりまして

と、日本人が向うの裁判権に服する

場合のことを前提としておるようにな

つたのでございまして、さういふ場

合は、行政協定によりまして全然起

りませんので、従ひまして、日本人が向

うでひどく重くやられるといふよう

な問題は、第一起りませんし、従ひ

まして、先ほど前提として申し上げ

た向う側の裁判を是正するとか、修

正するとかいふううな問題は起ら

ない、かように存

じておるわけであります。

○世耕委員 それはその程度にいた

しまして、あらためて私は他の機会

にお尋ねします。

次に合同委員会というのがあります

が、合同委員会の活用は、どの程度

まで活用されるかどうか。かなりこの

法案はあつて立案したように私は考

へてゐる。ある意味において、突

げばところの穴があるように、突

げばところの穴があるように、突

げばところの穴があるように、突

げばところの穴があるように、突

げばところの穴があるように、突

げばところの穴があるように、突

げばところの穴があるように、突

でございます。語をかえて言いますと、客観的にそういうことがつきりしておる事実、少し不正確でございますが、わかりやすく申し上げますと、さうなことに相なります。

○田万委員 はつきりしておると知らぬとは、どういふふうにして区別ができるのですか。

○岡原政府委員 それは先ほど説明の第二段に申し上げました、結局証拠の問題になるわけでございます。

○田万委員 はなはだ具体的な問題になつてみると、そういう御答弁以外にはないかもしれませんが、実際問題としては非常にこれは迷惑な法律ができるので、詳しく尋ねておかなければ国民が多大な迷惑をこうむるのです。

次にお尋ねしたいのは「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」ここに「目的」となつておりますが、その「安全を害すべき」云々という、安全であるか、安全でないかという、これもやはり先ほどのお話の通り、客観的に見てはつきりわかることですか。

○岡原政府委員 この点はただいま御指摘の通り、いわゆる目的という文字がございまして、さういふ点についての認識が必要になつて来る。つまり本人がこういうことを他人に漏らすのは合衆国軍隊の安全を害する、そういうことを知つて「その用途に供する目的」で、こういうことに相なるわけでございます。

○田万委員 了解しましたが、次に條文の「不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する」とありますが、この不当あるいは正当というものの判断につきまして

は、どういふ御見解を持つておられるのでありますか。

○岡原政府委員 「不当」と申しますのは、社会通念に照しまして、妥当とは認められないような方法、これは非常に抽象的でございますが、具体的に申しますと、たとえば機密の存すると思われるような立入り禁止の施設または区域内に入つて行く、あるいは業務または正規の勤務のために入つて行くときは、立入り禁止区域内に正當に入つて行つたけれども、たとえばその部屋の奥の方で何か密談をしておる、そういうところにくつそり入つて行つて、盗み聞きして来る、かようなものは普通の社会通念に照しますれば、妥當なものとは言えないのであります。さういふものを押える、かような趣旨でございます。

○田万委員 それでは悪意——刑法上から言えば故意ですか、そういう意思によつてなされた方法というふうな意味になるのですか。

（北川委員長代理退席、委員長着席）

○岡原政府委員 全般としてこの條文に關する限りは故意であることを要するものでございまして、ただいまの御質問の点は、いわゆる悪意とか故意とかいう問題とはちよつと違ふのでありまして、方法自体において不当であり、さうして不当なことを本人が認識する、かような趣旨において悪意がある、と言へばあることに相なると思ひます。

○田万委員 次に尋ねますが、それは同條文のうち「通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することのできないようなもの」とあります

が、この通常という言葉は非常にわかりにくいのです。普通に考えたら常識上といふことも考えられるし、いわゆるコモン・センスの問題になると思ひますが、ことさらにこういふ通常といふまぎらわしい言葉を使つた理由はどこにあるのですか。

○岡原政府委員 実はその点は昨日もお答えいたしておきました通り、不当な方法でと軽く言い流しておきますと、ともすると不当という点についての判断が主観的なものになりやすいのでございまして、つまりそれを本人の主観のいかんにかかわらず、通常一般人の今おつしやつたコモン・センスに律して、これをやつた場合に、これが不当だといふようなときにこれを押える、かような趣旨でございます。

○田万委員 そりすると前にちよつと質問いたしました「不当な方法で、探知し、又は収集した者」、これの上になぜ通常という言葉を使わなかつたか。

○岡原政府委員 第一項におきまして「不当な方法で」という文字を使ひましたのは、行為の態様が「不当な方法で」ということでございまして、第二項におきまして、「通常不当な方法によらなければ」云々と書きましたのは、機密に対する説明事項として書いたものでございまして、つまり機密に対する一つの限定したものを表現した趣旨でございます。

○田万委員 具体的にひとつお尋ねいたしますが、ただいま米軍の駐屯しておる兵隊がどれだけの兵隊か、あるいは駐屯軍に對するいろいろの意図の批判があると思ひますが、そういうものはこの法案から見るとどういふ結果

になりますか。

○岡原政府委員 米軍の某基地における駐屯数は何千何百名であるといふふうなことを漏らすといふことは、通常わからないことでございまして、何か非常に特殊な方法で探知または収集しなければ認定しないといふふうなことになる場合が多かりと思ひますので、さういふ場合には、客観としては構成要件の中に入つて来るものと存じます。但しほかの要件ではずれば別でございますが、客観としてはあり得ることだと思ひます。

なお後段の批判の点でございますが、批判云々は、一切この法文の問うところではないのでございまして。

○田万委員 駐屯しておる兵隊がどれだけの兵隊かといふことは、ちよつとひつかつて来るようなお話でございますが、これは今のお話によると、事実と一致しておるということが前提ではないですか。いわゆるいろいろの話を、世間話の上で、相当来ておるぞ、いやあそこにはこれだけの兵隊がおりやうな話だといふようなことはあり得る。さういふ際に偶然それが一致しておつたといふ場合には、やはり犯罪の対象、いわゆる客観になりますか。

○岡原政府委員 客観的にある一つの事実がございまして、それに対して本人がしやべつたことが偶然一致した本人としてはあつてはずばりに言つたんだけれども、偶然一致したといふことはあり得ると思ひます。ただ私どもがこの法文をつくるときに研究いたしましたのは、先ほど最初にお話のありました通り、客観的に一つの機密といふものがなければ、これは問題には相な

りません。つまりわれ／＼がただ想像で、あそこにはこんな型の飛行機が何台おるやうだといふことで、これを記事にいたしましたも、あるいは單にしやべつて歩きましたも、それは機密自体をしやべつたのではなくて、想像といひますか、意見といひますか、あつてずつぱりに言つたことになりまして、これは問題になりません。

それからもしもその本人が言つたのが、客観的に事実と合ひまして、それが本人として機密をよそに漏らすという意思がなければ、つまり偶然に一致したといふことは、最後には証拠で認定されましても、本人としては機密そのものをよそにしやべつたという意思がないといふことに相なるだらうと思ひますが、さういふ場合は入つて来ない、かように解釈いたします。

○佐藤委員長 機密の性格を持つておるということに対する認識が必要であるといふ趣旨に、政府委員の答弁はなるわけですね。

○岡原政府委員 さうでございます。

○田万委員 ただいまのお話によると、さういふ御意見ですが、具体的に裁判所の問題まで持つて来られたときに、自分がさういふ意思はなかつたのだ、偶然一致しておつた、さうじやない、知つておるといふことは、ともかく何らかの方法で探知しておるに違ひないといふような問題も起きて、大きな声で世間話もできないような結果になるというのをわれ／＼は心配しておるのですが、その点どうですか。

○岡原政府委員 それは具体的な問題であると同時に、証拠の問題であらう

と思ひます。さうな場合におきまして、本人があてずつぽうにしやべつたというふうなことに對しての心証がびつたりと来る場合、本人はあてずつぽうだというふうに弁解はしておるけれども、その入手の経路その他にかんがみて、これはほんとうの機密が流れたものであるという場合、認定する場合、二つありかと思ひます。従ひまして、これは裁判所においておそらくその証拠に基いて公正なる判断をすべきものと私は考へます。

ぜを引くようなことになつては困る。そこはよくやつてもらいたい。私どもはこれは絶対反対であります。

次にお尋ねしたいのは、行政協定とも関連して来るのですが、向うさんの家族を、犯罪の既遂または未遂によつて逮捕することができても、ただちに相手国に引渡さなければならぬという行政協定の規定がございます。これに對應して私考えてみるのに、向うさんがそういう立場にあつた時分には、日本

○田方委員 裁判所はいいですけれども、裁判所へ来るまでに、やはり一応警察とか検察庁とかいうところを通つて来るに違ひない。そこが私問題だと思ふ。これに対しては、現在の警察あるいは検察庁として、よほどしつかり

側から要請をするというふうになつて
おると思うのです。これはちつとへん
ばじやないですか。こちらでつかまつ
たら、尤だちに向うに渡す。向うにつ
かまつたら、向うへお願いしてもらつ
て来る。ちよつとこれはどんなことに

してやつてもらわないと——しつかり
 というのは、悪い意味でなく、ふん
 縛らなくてはいいものをふん縛つて、
 非常に迷惑をかける危険性があると思
 う。りくつの上では、岡原さんのおつ
 しやる通り、きわめて判然としておる
 が、實際問題としてわれ／＼経験をし
 ておるところでは、罪のない人間が警
 察へ既りり込まれておるということ
 が、よくあるのです。しかも検察庁へ
 行つてなお自分が無罪だということにもか

なりますか。

○岡原政府委員　行政協定の第十七條三項の a、b、c の關係におきまして、御指摘のような規定になつておることはその通りでございます。そこで私どもといたしましては、さような要請のあるなしにかかわらず、身柄を引渡すべきものは引渡す。引渡してならぬものは引渡さない、さような相互主義の建前をとりましてこの法文ができておるのでございます。

かわらず、檢察庁でいたぶられて、自分は有罪だと心にもないことを言つて、起訴状をつきつけられて裁判を受けておるといふ人があるのです。そういうことを考えるときに、この法案というものは、非常に当局においては頭を使つてつくられたけれども、今世耕さんのお話のように、にわかこしらえて、つぎはぎだからで穴がたくさんあつて、穴のある着物を着せられて、か

○田方委員　最後に一点お尋ねいたします。第十一條の文句のうち、こういふことがございます。「檢察官又は司法警察員は、合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族であることを確認したとき」この確認は、何を基本に確認なさるのですか。

○岡原政府委員　軍人、軍属あるいはこれらの家族につきましては、その旨

を明白に明記した身分証明書といつたものを持つことになっております。現に軍人以外はそれを持つておりますし、軍人につきましても、向うの身分証明書の和文を今度つけることに相なるだらうと思ひます。

○田万委員 これに關連してお尋ねしますが、今軍服の話が出ました。最近新聞ではちよつとまとつておりますけれども、一時向うの服を着たほんとうの軍人か、あるいはにせの軍人か知らぬけれども、いろいろ間違つたことをやつておつた。あれは本物がたくさんおつたのですか、にせものが多かつたのですか、ちよつと承つておきたい。

○岡原政府委員 具体的にそれらの事

件を私の方で統計をとっておりますので、実は詳細のことはわかりませんが、これも私限りの想像でございますが、かように私は考えております。但しこの点につきましては、よく問題になりましたとえば千住のギヤング事件とか、あるいは神田の強盗事件というものは、フランス人であつたりトルコ人であつたりというふうな問題がございますので、あわせて御了承願ひたいのでございます。

○田万委員　とにかくこれから講和條約が發効して、いよいよ獨立國になつて行く日本の立場において、法務府關係におかれても、いろいろ難問が起きて来ると思ふのです。私はその際にやばり毅然とした態度でやつてもらいたい。

私の質問はこれで終了します。

○佐瀬委員長　猪俣浩三君。

○猪俣委員　この法案を審議するにあたりまして、私も非常に感慨無量な

ものがある。一体日本国憲法第九條が制定せられまして、絶対平和主義を世界に宣言した。それに照応いたしまして刑法の八十三條ないし八十六條が削除せられた。これは軍の機密の探知、収集というような條項であります。

なお軍機保護法、国防保安法が廃止されて、やれ／＼とわれ／＼胸をなでおろしておるこの際、われ／＼が最も反対をいたしておりまする外国の軍隊の駐留にその安全を保障する意味において、かような軍機保護法の再現が行われるということは、実に憤慨にたえないのであります。しかしこれを事務当局に向つて発散いたしましたも何ともしかたがない、ただその憤懣のも

とに質問いたすことだけを御覚悟願いたい。これは法務総裁がおいでになりましたら、法務総裁の御所見を承りたいと思ふのであります。ことにはなはだこの審議は異常でありますして、われわれがこの法案に対してある質問をいたしましても、それは行政協定できまつておるのである、こういうことを言つて、行政協定なるものによつてわくがはめられておる。それから一步も出ることができない。その行政協定なるものは国会は何も審議しておらない。

すが、これも事務当局に申し上げても
 定に、あの條文を見てこういふ龐大な法
 律案ができるんでことは想像ではな
 い。そういう行政協定についてはわ
 れ何も審議しないうちに、それをわ
 けて来た、突に異常だと思ふのでありま
 す。

しかたがない。事務当局といたされま
しては、相当苦心してこの法案ができ
たと思われるのでありまして、その労
を多とすることにやぶさかでないの
であります。私はその總体的な質問に
対しましては法務総裁の出席を要求し

たしまして、その際にいたすことになしまして、この箇條の問題につきまして一、二お尋ねしたいと思ひます。なるべく質問は重複したくないと存じまして、昨日私の出席しないときの質問につきましても、いろいろ専門員の方から承つたのでありますが、なお明確を欠いておる点がありますので、承りたいと存じます。

それはこの法律案の第一條であります。

すが、合衆国軍隊の定義であります。これを見ますと、「安全保障條約第一條に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍」ということになつておりますが、これは行政協定の第一條となつておりますが、第一條に「その附近に配備された」などという文句がありますかどうか、承りたい。

○林政府委員　その法文に書いてございますように、これは安全保障條約第一條を引いておるのでございませ

て、安全保障條約第一條に、「日本国内……」

○猪俣委員 第一條に「日本国内及びその附近に配備」なんということがあるのか。

○林政府委員 その付近に配備することとを許すということが、安全保障條約第一條には書いてございます。

○猪俣委員 第一條をちよつと読んでみてくださーい——いや私の聞くのが間違いました。安全保障條約ではない、

行政協定の第何條に書いてあるか。

○林政府委員 この行政協定はもちろ
ん安全保障條約を受けているわけでご
ざいます。ここで引いておきますの
が、安全保障條約第一條の「アメリカ
合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国
内及びその附近に配備する云々、これ
を引いてここに書いてあるわけであり
まして、これを行政協定の第一條では
「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国
の領域にある間に」云々とこう書いて
ございます。これは大体同じことでご
ざいます。この「附近」と申します
意味は、大体日本の附近の領海、領空
というものを含んでおるわけでありま
す。大体領域という意味と同じと考え
ております。

○猪俣委員 安全保障條約の第一條に
基いて、行政協定において第一條とい
うものができたものだと思う。その行
政協定第一條におきましては、「その
附近に配備された」なんという文句は
ない。私は思ふのだ。一体安全保障條
約の第一條にはそういう言葉があつて
も、それに基いて今度は具体的に細目
について、両者が相談をしてこの行政
協定というものはできたのでせう。こ
の安全保障條約第一條はいかなる意味
に解釈するか。具体的なことについて
行政協定というものはできたと思ふ。
その行政協定に、「附近に配備され
た」なんという文句はないはずだ。今
あなたが答弁されたように、日本の領
水、領域というところになつておる。し
かるにこの刑事特別法には、今度は「
附近に配備された」というふうになつ
ておるのであるが、これは一体安全保
障條約第一條を具体化した行政協定に
おいてまとまつた、その日本の領水ま

でという意味を逸脱していやせぬか、

これを私はお尋ねするのです。

○岡原政府委員 行政協定の前文の一
番先の文章に、「日本国及びアメリカ
合衆国は、千九百五十一年九月八日
に、日本国内及びその附近における合
衆国の陸軍、空軍及び海軍の配備に関
する規定を有する」云々、かようにあ
るのであります。

○猪俣委員 そうすると行政協定の前
文の趣旨にのつとつた、こういうふう
に承つてよろしいのですか。それでよ
ろしゅうございますか。

○岡原政府委員 さようでございます
す。

○猪俣委員 しかば、この「附近」
というところでありますが、これは具
体的にお尋ねいたします。台湾にお
りするところのアメリカの軍隊は、この
「附近」の中に入るのか入らぬのか。

○岡原政府委員 それは入らぬとい
う解釈でございます。なおただいま讀
みますときにその前文の一番先だけを
読みましたか、その後「同條約第三條
は、合衆国の軍隊の日本国内及びその
附近における配備を規律する條件は」
云々とまた書いてございます。

○猪俣委員 あなたと議論するのじや
ないからやめるが、私は「その附近」
というものは、領水の意味だと了解す
るのです。しかしそれを非常に延ばすよ
うな意図が見受けられることから具
体的に聞くのです。台湾は入らない、し
からば沖縄はどうです。

○岡原政府委員 私どもの解釈とい
たしましては、沖縄も入らない、かよう
な趣旨でございます。

○猪俣委員 われ／＼が平和條約を審
議いたします際に、沖縄には日本の主

権が行われておるといふ總理大臣の答
弁を承つた。そうすると日本の主権が
行われる国土であるのになぜこれは入
らぬのか。

○岡原政府委員 行政協定並びにこれ
に基くこの法案は、いずれもアメリカ
の軍隊が駐留することによりまして、
日本国あるいは日本国の国民との間に
い／＼關係が生ずる。その關係を律
する趣旨でございますので、私ども
といたしましては、手取り早く申しま
すと、日本の行政権の及ぶ範囲内、か
ようなふうには解釈いたしております。

○猪俣委員 しかば南西諸島はどう
です。

○岡原政府委員 いわゆる南西諸島と
申しますと、大分範囲が広いようでご
ざいます。現在わが国において行
政権を行使しております、たしか十島
村といつたと思ひますが、あの十島村
が最南端じやないかと存じます。

○猪俣委員 そういたしますと、もち
ろん朝鮮の派遣軍も入つておらないと
思ふのですが、朝鮮へ派遣せられる軍
隊が日本にたま／＼滞在しておる場合
は、この法案の中に入るのか入らない
のか。

○岡原政府委員 朝鮮に配備される軍
隊でありまして、その性質上一時日
本に滞在いたしまして、日本の安全を
保障してくる軍隊という意味におき
ましては、こちらのものに入ります。
但しもしそれが純然たる朝鮮側だけ
の軍隊であるというところがきつめて
明々白々な場合は、これには入らぬだ
ろうと私どもは考えております。

○猪俣委員 これは犯罪の構成要件に
なるのでありますが、突に不明確な話
だ。われ／＼には同じような服を着て

いるのが、一体われ／＼の安全のため
にとどまつてくれるのか、朝鮮へこれ
から出発しようとする兵隊のかさつ
ぱりわからぬ。そんな使ひわけをやつ
て、一体この法律が刑法の作用をなし
ますか、それに対してどう御見解
を持つておりますか。

○岡原政府委員 その点も問題になる
であらうと思ひまして、い／＼打合
せをいたしました。日本国内に配備さ
れるものにつきましては、先ほどちよ
つと申し上げました証明書の下付があ
るのであります。それによつて区別が
できるわけでございます。

○猪俣委員 そうすると、これは何う
側とあなた方がそういう打合せになつ
たか知らぬが、日本の安全のために駐
留する軍隊はその意味の証明書を持
つておる。ところが日本に一時滞在し
て朝鮮に派遣せられるという軍隊は、
それと違つた証明書を保持しておる。
こういうことになるわけですか。

○岡原政府委員 大体さような取扱
ひになるのじやないかと私は考えてお
ります。

○猪俣委員 そうすると、なるかとい
うのは、なるじやないかというのです
が、それはならぬじや困るんです。い
つどこでどういう方法でそれはなるの
ですか。

○岡原政府委員 要するに私どもとい
たしましては、ただいま猪俣さんから
御質問されたような点が非常に問題で
あらうと思ひまして、その点を慎重に
打合せをいたしましたのでございます。け
れども、結局たゞいままでのところ、証
明書の下付とすること、つまり本人
の軍人の資格を明らかにするとい
うことが、一番わかりやすいのじやな

いかというふうに考えまして、さよう
なことになつたといふ私は考えており
ます。

○猪俣委員 そうすると、法務府の方
だ希望であつて、それは具体的になつ
ておらぬわけですね。

○岡原政府委員 この点は例の合同委
員会の小委員会におきまして、大体打
合せ済みでございます。

○猪俣委員 それから日本に駐留した
しておりました軍隊が朝鮮へ派遣せら
れる、沖縄へ派遣せられるという場合
に、それがあつては東京あるいは大阪
から九州あたりに通過のために滞在し
ておるといふような軍隊はどうなりま
すか。

○岡原政府委員 それが日本国内にお
きます間は、やはり日本国内におい
て安全保障條約に規定するような事態
が起きた場合の一つの要因といひます
が押えになるだらうと思ひますので、
さようなものも入る趣旨だと存じま
す。

○猪俣委員 これはいくつになるかも
しれませんが、しかし朝鮮に駐留する
ことを目的とする軍隊は、ただ国内を
通過するだけのものではないと思ふ
のですが、それがここに入るといふこ
とになると、法務府のこの解釈の中
の「安全保障條約第一條に基いて配備さ
れたものでない單なる通過軍隊はここ
にいう合衆国軍隊には含まれない。」と
いうこととはどう調和するのですか。

○岡原政府委員 さようでございます
から、先ほど純然たる通過軍隊なる
ことが明らかである場合においては入
らない、さように申し上げたのでござ
います。

こまかいことになりませんが、簡條で言いたいと思います。第一條の四項になりますが、軍属の定義の中に「合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、このように言葉が区別されておりますが、雇用された者と勤務する者との区別はどういうふうになりますか。

○岡原政府委員 大体雇用と勤務と違いますが、雇用関係なくして勤務したる者があつた勤務の方に入る、かように解釈いたしております。

○猪俣委員 雇用関係なくして勤務する、これは一体どういうことになるわけですか。雇用されたから勤務しないではないですか。雇用されない勤務者というものはどういふものをいうのですか。ただ頼まれもしないのに手伝いに行つた者をいうのでしょうか。

○岡原政府委員 これは民法上の雇用関係はないけれども、事実上勤務する。たとえば無報酬で勤務するというふうな者もあるかと思いますが、さうな者を律する趣旨でございます。

○猪俣委員 これは簡単なようであつて、これもなか／＼犯罪構成要件としてはむづかしいことになると思つて、雇用なら、何か／＼の雇用契約があつて立証できると思つて、さういふ契約も何もないのに、ただそこへ勤務したんだということになりますと、一体どうしてそれが明らかになるのであるか。都合がいいときには勤務者にし、都合が悪いときには知らぬ顔をして、都合のいいことも考えられるのであります。そういう合衆国軍隊と何らの契約またはその他の法令の根拠なしに、ただおもしろ半分そこへ手伝いに行つてゐる者までも含むとしますと、これはピンからキリまでみな含

まれることになりはしないか、そこで私はお尋ねするのです。

○岡原政府委員 さうなことの無いように、身分関係のつきり証明できるところの写真入りの身分証明書を本人に携帯させる。従ひましてさうものを持つていない者はその取扱ひを受けない、さうになる打合せでございます。

○猪俣委員 いま一点、「アメリカ合衆国及び日本国の二重国籍者」というようなものがやはり四項に書かれておりますが、この二重国籍者という者はどういふ方法で生ずるものであるか、これを私どもにお教えいただきたいのです。

○岡原政府委員 本人の出身が甲国でありまして、居住地が乙国である場合に、乙国におきましてそこに居住する者を全部乙国民と認定する場合がござります。しこうして甲の方は甲の国民の資格を失わない、さうな場合に二つの国籍を持つて来る、かようなことに相なるわけでございます。

○猪俣委員 日本人で義勇兵か何かの形でアメリカ軍隊の中に入り込むような者があるかないかはわかりませんが、さうな者が起つた場合に、さういふ者はどういふ取扱ひになりますか。

○岡原政府委員 日本人は全然これには入らぬ、さうな趣旨でございます。

○猪俣委員 それからこれは民事特別法のときにも問題になつたのであります。が、国連軍に対する場合は、刑事の關係においてはどうか扱われるのでありますか。

○岡原政府委員 国連軍の資格においてなすところの軍隊の行動あるいは軍

人等につきましては、本法案は関知しないところでございます。

○猪俣委員 それから同じ第一條の第五項の「家族」のところでありまして、日本の女がある犯罪を犯して、それがアメリカ人の軍人と結婚をしてアメリカの国籍を取得したという場合に、その日本の婦人に対する犯罪追究はどういうことに相なりますか。これは実例があるものであります。あの豊田とかいう豪傑の女がそれをやつてのけてわれ／＼をあとと言わせたのです。が、あゝいう者は一体どういふことに相なりますか。

○岡原政府委員 さうな場合には、アメリカの国内に住むことはできません、アメリカ側の国籍を取得することはいけません。そののが今の建前でございます。なことはなからうと思つて。

○猪俣委員 そうすると、実例がありました豊田何がしという女は、あれはアメリカの国籍は取得しないわけなんですか。

○岡原政府委員 さうに聞いております。

○猪俣委員 そうするとこれは念のためにお聞きいたしますが、日本の女がアメリカの軍人の妻になるという場合に、さういふことにすればアメリカの国籍を取得して妻になることができるようになるのですか、それをお尋ねいたします。

○岡原政府委員 実はその点例の国際私法の問題でございます。私詳しくは存じませんが、一定の向うの居住年限によりまして国籍取得の権利が生ずる、かようなふうに聞いております。

○猪俣委員 この合衆国軍隊の家族——配偶者、あるいは父母、さういふ人たちの中にアメリカ人でない人があると思ひますが、さういふ者はやはりアメリカ人でもなくとも妻あるいは父母の關係があるならば、この第一條の構成員の中に入るのですかどうですか。

○岡原政府委員 その点は、例の日本の法例第二十二條によりまして、親族關係はその本國法によるということに相なつてゐるわけでありまして、けれども、大体今のうちの場合には入るということになつて参ると思ひます。

○猪俣委員 第二章に移ります。この「施設又は区域を侵す罪」、これは先ほども質問がありましてのであります。が、この犯意がどこまでであるかというのが相當重要な問題じゃないかと思つて、まず第一に事實の認識を必要とする、これはわかるのであります。第二といつたしまして、違法の認識が必要であるかどうか、これをお尋ねいたします。

○岡原政府委員 その点は刑法の一般理論と同じなのでございますが、一言に違法の認識と申しまして、いゝわゆる法律違反の認識の問題と違法性の認識の問題がござります。この点につきましては、さういふ学説のわかれるところでございますので、これを今ここで御紹介いたすのもいかにと思ひますけれども、私どももいたしましては、大体たゞいま申し上げました犯意、つまり構成要件の認識があればよろしい、かように考えております。

○猪俣委員 これは要する合衆国軍隊の施設または区域という特殊のものでありますから、私どもは、日本の刑

法論といたしまして、犯意の定義につきまして、いゝわゆる事實認識論というものにとる立場に立つたと思ひます。でも、さうな立場におきましては違法の認識というものをやはり必要とするといふように、私はこの條文に明確にしておきたかつたのであります。これが將來相當問題を起すと思つております。ことに広い練兵場その他におきまして、在来でも子供やおとなが練兵場なんというのにはキヤッチ・ボールをやつてゐる。また鉄條網でもまわされれば別であります。が、何里という所があつたばなしの所が通常です。今までの日本の軍隊はなやかなりし時分でも、日曜日には練兵場でない遊んでゐる。さういふ慣習がありますのに、ただどこか片すみに立入り禁止の札があるだけで犯罪にされるというやうなことは、はなはだこれは私は不都合が起ると思つてあります。そこで練兵場であることを認識してそこへ入つたということだけでなしに、違法の認識というものをいれなさい、これは相當善良の人たちを場合によると網にかけるやうなことになるのじゃないか、さういふふうに思われるのであります。が、法務府の御見解いかがでしようか。

○岡原政府委員 御承知の通り、わが國の刑法は大体におきまして原則として故意犯のみを要件として、過失あるいは未遂をもつて広げる場合は明文をもつて書くといふことになつております。従ひまして何らの表示がなければその構成要件全部についての認識を必要とする、かようなことに相なりますので、この立ち入ることを禁止された施設または区域内の場所といふやう

に書いてございますので、その立入り禁止という事実があることの認識を必要とするようになるわけでございます。従いまして法文上これを明らかにいたしませんでも、従来の一般刑法理論でこれを律し得ることにならうかと存じます。

○猪俣委員 これはまあ一般の刑法理論で御解決なさる御意思でありますから、きよりはそれだけにとどめておきますが、これはその施設または区域の管理者の許諾がある場合には、もちろん違法性を阻却するはずであります。この許諾は明示の許諾を必要とするか、あるいは暗黙の許諾でもよろしいのであるか。法文上ははっきりしておりません。これはいかようにお考えになっておられますか。

○岡原政府委員 明示あるいは黙示、暗黙いずれでもけっこうでございます。本人がさように信ずるに十分な理由があれば、これは今お話の通り違法性阻却の問題にもならうかと存じます。

○猪俣委員 私がさつき違法性の問題でお尋ねいたしましたのは、実例としてかような場合は一体どういうことになるか。相当農地が今接収されて、それがあつた場合には予備隊の練習場、ある場合にはアメリカ軍隊の飛行場というふうになると思うのですが、その土地の接収に対して承服できない、ところが行政処分によりまして収用された、アメリカ軍隊はその使用権を取得している、しかし実際そこにおりました住民が立ちのきをえんじない、立ちのけという要求を受けても従わないという場合は、この犯罪が成立するのがあるかどうか。

○岡原政府委員 第一に、中に侵入する行為につきましては、昨日委員長からも特にお尋ねがございましたけれども、前に日本の要塞地帯法という法律がございまして、その区域の云々の箇所であることについては、国民一般が官報で知っておるべきである、従つてこれを知らなかつたとは言わぬといふたような、ちよつと法律的には違ひますけれども簡単に申し上げますとさつきましては、相当学問上争ひのあつたところでございまして、私どもは、いわゆる刑事犯並びに行政犯の区別にありまして、たゞいま御指摘の違法の認識というものが違つて来るのじやないかというふうな論をたつております。これを本件について当てはめてみますと、広大な畑の一部分に入つた、ところがいつの間にか接収されておつて、区域に指定されておつたというふうなことがあつても、それは本人にちつとも過失もなければ知らぬといふことに相ならうかと存じます。そこで、さうな場合には正当な理由がなくして侵入したというふうな問題は起きて来ないと思ひます。たゞもしもその際にだれか見つかりまして、これは実は立入り禁止場所なんだ、君知らずに入つたんだらうけれども、実は入つちや困る場所なんだといふことを注意を受けまして、それをえんぜずして退去したかつた場合には、この後段の不退去罪というところで成り立ち得るかと存じます。

○猪俣委員 私が質問した点にちよつとそれていると思ひますが、ある農地が強制収用されてもその行政処分に服従しないでそこへがはつてゐる、これがこれに当てはまるかどうか。

○岡原政府委員 農地が接収されまして、それが合法的な手段によりまして確定してしまつたというふうな場合におきましては、これはやはり区域、施設に入つて来るわけでございます。従いましてお尋ねの具体的な場合に、おきましては、本人が、さういふふうな争ひの上でございまして、さういふ争ひの争ひが施設、区域に入つたといふことについては認識が出て来るのだらうと思ひます。従いまして、その場所が、退去の要求を受けて退去しない場合には、この後段の罪が成立し得る、かようなふうに考えております。

○猪俣委員 次に第三條、証拠隠滅。これは行政協定の第十七條から出ていふと思はれるのですが、行政協定の十七條の一体何項のどういふ文句から証拠隠滅罪というものが出て来るのでありますか。

○岡原政府委員 第十七條の第三項の(イ)号でございます。

○猪俣委員 どういう文句になつておりますか。

○岡原政府委員 「日本国及び合衆国の当局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の手続のため証人及び証物を提供することについて協力し」云々、それからちよつと置きまして「何人も自己に対する刑事裁判権を有しない裁判所に対する裁判所侮辱、偽証又は審判妨害を行つたときは、これを犯した者に対する裁判権を有する裁判所は、その者が当該裁判所に對してこれらの罪を犯したものとみなしてその者を裁判するものとする。」この趣旨から出て参るわけでございます。

○猪俣委員 そうすると証拠隠滅といふような明らかな文句はないと思ひますが、行政協定十七條三項(イ)号には裁判所侮辱とか偽証または審判妨害とかいふことは書いてあります。証物を隠滅するといふような文句はない。ないが、こゝろから証物隠滅といふ罪を設けたといふことになるわけですか。

○岡原政府委員 この(イ)号の裁判所に對する裁判所侮辱といふ概念の中に、これは英米法の関係では入つて来るわけでございます。その概念をそのまま取入れてあるのでございます。

○猪俣委員 そうすると、これは行政協定による裁判所侮辱といふ意味で今度証拠隠滅といふ文句を使つた、こゝろから罪が出て来た、こゝろからなるわけですか。

○岡原政府委員 日本の現在の裁判所法、あるいは刑事訴訟法等の建前からいいますと、証拠隠滅をした場合に、すぐに裁判所侮辱といふたような罪名と申しますか、さういふふうな形でやるのは適當でない。しかしまた一方におきまして、刑事事件について正當なる、正しい裁判を仰ぐために、正しい証拠を提供するといふことはお互いの義務であらう、かように解釈いたしまして、このあとにありますが偽証、偽鑑定、あるいは虚偽通訳等と並べて刑事裁判の公正、妥當を期する、担保するための條文として掲げた次第でございます。

○猪俣委員 先ほど、いわゆる行政協定十七條三項以降にいう裁判所侮辱といふ意味から、かような証拠隠滅罪といふものをつくつたのだといふふうに御答弁いただいたのですが、アメリカ

の裁判所侮辱法というのはわれわれよく知らぬのですが、それにはこゝろから証拠隠滅をする罪といふようなことが含まれておるわけでありませんか。アメリカの裁判所侮辱法の骨子をお聞かせ願ひたい。

○岡原政府委員 アメリカでコート・コンテンツトといふ文字を使つておりますが、これは非常に広汎なもののよりでございます。その一つとして、ただいま申し上げましたような証拠隠滅等も入るようでございます。資料はいずれ私の方で調べまして、訳してお手元に差上げたいと存じます。

○猪俣委員 これはあなたの方の立場と行政協定それ自体に反対したております。それ／＼の立場と違ふので、しかしたがいかもしませんが、日本にそんな侮辱法なんて法律はないのであります。裁判所侮辱なんという言葉があるといふことで、すぐその意味をそんなくして、こゝろから罪をつくるというふうな態度は、われ／＼納得できない。

なおついでにお聞きいたしますが、刑法百三條によれば、証拠を隠滅する罪と、犯人蔵匿の罪というふうになつておるが、犯人蔵匿の罪というのは、やはり証拠を隠滅する罪の中に入るのですか、入らないのですか。

○岡原政府委員 それは入らぬものと存じております。なお先ほどの第三條を置くことの意義についての御疑問でございますが、たとえばあちらの軍人が軍事裁判所の事件にひつかつておる。その事件が日本人に対する何かの加害行為をしたような場合を想像してみますと、さうな日本国民が被害者である事件をやたらに証拠隠滅されま

して、その事件が無罪になり、あるいは不当に軽くなるといふようなことがあつてはたいへんでございますので、さういふ趣旨からそれを担保する意味でこの「証拠を隠滅する等の罪」といふような規定を置いた次第でございます。

○猪俣委員 犯人の蔵匿はこの中へ入らない、こう理解いたしますが、贓物の寄蔵はこの中へ入るのですか、入らないのですか。

○岡原政府委員 おそらくこういう場合に刑事裁判の証拠になる、さういふ場合に寄蔵した点に、これを寄蔵した点につきましては、刑法の二百五十六條が成立すると同時に本法の違反が成立する、かように解釈しております。

○猪俣委員 そうすると、それは牽連犯になるのですか、想像的競合罪ですか。

○岡原政府委員 事案によつて違ふと思いますが、大体お話のようでございますが、いわゆる一行為数罪名と申しますか、想像的競合罪にならうかと思ひます。

○猪俣委員 第三條の隠滅、偽造、変造の問題ですが、この教唆についてはやはり刑法の共犯規定が適用になるのであるか。

○岡原政府委員 御質問の通りであります。

○猪俣委員 第四條に移ります。偽証の罪であります。この偽証なるものの概念、われ／＼アメリカの裁判所の構成、刑事訴訟法がわからないので、裁判所侮辱とか、偽証とか、審判妨害とかいふのは、一体日本の刑事訴訟法の概念から考へてゐるのか。行政

協定にそつういふ文句がありますが、行政協定に現れなかつたところ、いふ文句は、日本の刑事訴訟法その他から考へられてゐるものであるか。裁判所侮辱法だとか刑事訴訟法だとか、刑法からこの概念がきめられてゐるのかお尋ねいたします。

○岡原政府委員 その点は、もちろん行政協定を基礎といたしましてこれを解釈いたしております。ただ先ほどおちよつと申し上げました通り、その解釈につきましては、あらゆる資料を検討してかように立案した次第であります。

○猪俣委員 そうすると、こういう裁判所侮辱とか、偽証とか、審判妨害とかいふのは、アメリカの法律により概念がきめられてゐるのですか。

○岡原政府委員 軍事裁判におきましては、宣誓と誓約と二つの種類があるやうであります。さういふ方式に従ひまして証人の調べがあることと存じます。さういふ点につきましては、アメリカの軍事裁判所のやり方等について日本人はなれておりませんので、十分あちら側でその趣旨を証人たるべき人に納得させて、その上で調べをするやうにならうかと存じますので、大体は向うの軍法會議のやり方で行く、かやうにならうと思ひます。

○猪俣委員 まあそれも行政協定ができておりますのでやむを得ないかもしれませんが、少し割り切れない感じが残るのであります。

次に第五條「軍用物を損壊する等の罪」につきまして、これは日本人とアメリカ人が共犯で、アメリカの軍用物を損壊した場合は、どういふうな処置をなさるのか。

○岡原政府委員 それは第五條の関するところではないのでございまして、一般の刑事手続に関する刑事訴訟法並びにこの法考の第三章「刑事手続」の規定によりまして律せられることとなりますが、簡単に申し上げますと、アメリカ兵はアメリカの裁判所で、こちら人間は日本の裁判所で、さういふことに相なりまして、お互いはお互に証人的な立場で調べられる、かやうなことになるかと思ひます。

○猪俣委員 本條の範囲であります。第一に合衆国の軍隊に属する物である、この二つだけはどうしてもなければならぬと思ひます。念のためにお尋ねいたします。

○岡原政府委員 その通りでございます。

○猪俣委員 そうするとある軍器が日本に貸與された軍器であると思つて、それを損壊した場合には、本條には含まれないのであるかどうか。

○岡原政府委員 その事実が客観的に証明されるにおきましては、この條文では処罰されないことと相なるわけでありませう。

○猪俣委員 なお物件につきまして念のためにお尋ねいたします。合衆国軍隊に属し、且つ、その軍用に供する兵器、彈藥、糧食、被服その他の物の「その他の物」の中に文書が入りますか。

○岡原政府委員 軍用の文書もこれに入れてある趣旨でございます。

○猪俣委員 進駐軍の使つてゐる電気が入りますか。たとえば進駐軍が発電してゐるものを流用して使つてゐるという電気の窃盗です。あれは電力を濫費するのだから電気の損壊になるかもしれませう。それはこの中に入るかどうか。

○岡原政府委員 ここに書いてあります。軍隊に属し、軍用に供する物といふのは、大体行為の目的が損壊、傷害といふふうになつておりますので、電氣は窃盗の目的にはなり得ても、この條文の対象にはなり得ない、かやうに相なります。

○猪俣委員 そうすると日本の刑法の毀棄罪の解釈と違ふのですか。

○岡原政府委員 毀棄罪におきましては、さういふことはなからうと私存しております。

○猪俣委員 それは違ふ。電氣を投ぜつばなしにやるのは毀棄になりませう。効用を害するのだから。これはよく御研究なさらぬと、進駐軍の駐在の附近に必ずこれが起つて来るのです。

たしか日本の毀棄罪に判例があると思ひます。私も思うと言つただけで今ここへ判例を持つて来ないが、たしか私が読んだのにあつたと思ひます。これはあとでよくお調べいただきたい。結局この「その他の物」といふのは財物を意味するか、あるいは財物でなくとも入るのであるか。

○岡原政府委員 ただいまも電氣に關連して申し上げました通り、大体行為の態様から申しまして、有体物、さういふに解釈いたしております。

○猪俣委員 本條に關しまして、前の三條の証拠隠滅罪の証拠物、これを毀棄した場合にどういふ犯罪になりますか。

○岡原政府委員 この五條と三條とは先ほど申しました通り、その行為の態様によりましては想像的競合の場合もあり得ると存じます。

○猪俣委員 なお第三條には変造を罰せられておりますが、毀棄と変造との關係はどうなりますか。

○岡原政府委員 その場合もまつたく同一でございます。

○猪俣委員 この法務府の説明を見ますと、「損壊」又は「傷害」とは物の効用を害することをいい、必ずしも効用の全部を失はしめることを要しない。「傷害」とは特に動物についていふのである。なお、「損壊」には「毀棄」を含むものと解する。とあるのですが、損壊には毀棄を含むものと解するとして、日本の刑法に確立せられししたる毀棄の概念といふものがある。であるが、それ以上この損壊の方は広いということになるわけですか。どういふことなんですか。もし毀棄と損壊が違ふ概念なりとするなら、いかやうな違ひがあるのですか。

にその権利を委譲するといふが、合衆国軍隊が使用する施設または区域という状態に移るといふことも想像されると思うのでありますが、土地収用は成

立したけれども、合衆国軍隊が使用する施設または区域として、合衆国軍隊の占有に移されるという状態はまだ起らぬというときにおいて、どういふことに相なりますか。

○閣下政府委員 実際問題としてさうなことは起らぬと思ひます。そしてまた施設または区域となりまして、さらに立入り禁止ということが要件にかぶつて参りますので、さうな状態はそのあとのことにならうかと存じます。

○猪俣委員 私が聞きすることは、現在そこに住宅でもあるような地域が日本政府の行政処分によつて収用された。しかし彼は不当なりとして行政訴訟を起し、しかも仮処分の申請をして命令も出た。しかるに内閣総理大臣が異議の申立てをやつた。そうすると、とたんにこれは違法状態に相なるというやうな解釈は、これは今後必ず起つて参ります。これは私は第二條の解釈としてもはなはだ無理じやないかと思ひ。一体この第二條からさうな解釈ができるかどうか、われ／＼日本国民としてなるべく犯罪者の出さうなところを庶幾しなければならぬのであるが、第二條の解釈としてさうな場合にもなお犯罪が構成するやうな解釈は、私どもは無理だと思ひます。あなたの方のお考えはどうなんでしょうか。

○閣下政府委員 この点は、行政事件訴訟特例法の第十條によりまして、行政処分の執行停止の命令をする場合、内閣総理大臣が異議を申し述べたときはそれができないということでございます。一旦執行停止の命令がありまして、そのあとで異議の問題というのではないと存じます。従いまし

て今御質疑のような紛議は生ぜざるものと考へられます。

○猪俣委員 そうすると、結局無理に土地を収用せられ、そこに住居を持つてゐる人たちが退去をえんぜずして行政訴訟まで起し、なおまた仮処分の申請までしたけれども、内閣総理大臣の異議の申立てがあつたために命令も出ないという事に相なります。ならば、その瞬間にこの第二條が発動するといふやうに解釈するのであります。が、なおその点を明確にしたいでございます。

○閣下政府委員 理論的にはさうなことに相なると存じます。

○猪俣委員 そこで理論的にはさうなものが、實際的には何か救済の方法がありましようか。あなたの方日本人なんだから、これは何か助ける方法がこの法文の中から出て来ませんか。たとえは違法の認識がなかつたとか悪意がなかつたとかいふやうなことで、それを罪にしないやうなものが出て参りましようか。

○閣下政府委員 つまりただいま御質疑のやうなことになるかと、この第二條の後段の「要求を受けてその場所から退去しない者」というこの要求を受けるということが前提要件となつておられます。従つてその具体的な本人について何か特殊の事情があり、今すぐ立ちのきを要求しましても、何か非常にかわいそな事情があるというやうな場合には、要求をしないという場合も考へられるでございませうし、またたとえばさうな要求を受けて、その場所から退去しないという現実の事実がございまして、これを検挙処罰ということになりましても、刑事訴訟

法の一般原則に従ひまして、犯罪の情状、犯罪後の状況等、すべて参酌いたしまして処理することと相なると存じます。

○猪俣委員 この要求を受けてその場所から退去しないというのであります。が、要求するものは日本政府でありますか、あるいは合衆国軍隊でありますか。

○閣下政府委員 それは合衆国軍隊のしかるべき権限のあるもので、さうに解釈いたしております。

○猪俣委員 次に合衆国軍隊の機密を侵す罪、第六條以下についてお尋ねしたいと存じます。

なお私どもは質問がはなはだ執拗にわたるやうでありますけれども、私は戦時中軍機保護法違反事件を弁護いたしまして実に痛切に感じましたことは、立法の際における政府委員の答弁ははなはだ質問の議員の意を迎へるやうな答弁をやつておられます。一旦法律となつてこれが施行せられます場合にはおきましては、その執行の機関といふものは、その時代のおもむくところ、傾向によりまして相当無理な解釈をして、ここに犯人をつくるという傾向がある。その意味におきまして、私も具体的な実例がございまして、痛感して参つておるのでございまして、その軍機保護法違反事件の被告は有名な新聞人でありましたが、一番、二番とも無罪の判決を受けました。それはただ当時の衆議院及び貴族院におきまして委員会の質疑応答の速記録、これが唯一絶対の証拠と相なりまして、裁判所がその一問一答、議員の質問、政府委員の答弁、そのことから軍機の何なりやをつかんで、時の陸軍省が絶対に

軍機だといつて検事を脅し、証明書までも出して裁判所すら圧迫したのであります。裁判所は無罪の判決を下されたのであります。私はその意味におきまして、この委員会の質疑応答といふものは、後日重大な意義を持つものだと思ひまして、御質問申し上げてありますから、その意味におきまして疑点のあるところは疑点があり、不明確なところは不明確と、あとまでまた皆さんから研究していただいて答弁してもけつこうだと思ひますので、さういふ意味におきまして、お互いに入権擁護の意味から事の真相を明らかにしたいと存するのであります。その趣旨をおくみとり願ひたいと思ひます。

そこでこの合衆国軍隊の機密を犯す罪は本條中最も重大な規定だと思ひます。これに對しまする法務府の説明書を見ますと、相当意周到に御規定になつてゐるやうであります。その勞苦のほどは私も認めるのであります。が、なお多少不明確な点もありません。お尋ねするであります。そこで何が一体軍機であるかといふことの最終決定は、日本の檢察官あるいは裁判所、最終的には裁判所の認定にかかるといふやうなものでありますけれども、事が相当デリケートな問題であります。先ほどの質問にもありました。アメリカ軍隊との関係上、よほどしつかりした態度を日本の官憲が持つておられません。相当問題だと思ひます。それならば、公になつてゐるものは機密としないといふ一つの原則を示されておるやうであります。そこで立証の問題であります。警察及び檢察官が第六條の違反の疑いを持つときには、こ

れがまず公になつておるものであるかないものであるかを調査なされて、しかる後にこの犯罪の嫌疑をかけるということになるのであるかどうか。ただこれが合衆国の軍隊の機密だと認識すれば第六條の犯罪行為ありとして捜査の段階に入るのであるかどうか、その点を承りたいと思ひます。

○閣下政府委員 ある一つの事件といひますか、事実が起つた場合に、これがこの條文に触れる問題であるかどうかといふことは、まず第一には警察なり檢察官が判定することになると思ひます。その場合におきまして、それが公になつてゐるものといふことが檢察官に明らかであり、あるいは警察官に明らかである場合には、もちろんこれは問題にならぬで済むと思ひます。さういふがたは御心配のやうに、たとえは本人はこれは公になつてゐるやうな認識のもとにいろいろやつてゐるところへ、警察官または檢察官の方で公になつてゐないといふやうな考へのもとに、一応事件を立てる場合もなきを保しがたいと思ひます。しかしながらさうな場合に、本人からこれはこゝろ根拠に基いて公になつておることが明らかになつたといふことになりますれば、そこで事件はおしまひになるわけでございます。

○猪俣委員 私はこの第六條の立て方がはなはだ巧妙であるけれども、少し親切を欠いておると思ひます。公になつてゐないといふやうな重大事件を括弧の中に入れてしまつて、ちよこちよこ書いておられるのであるが、それは相當の裁判官あるいは檢察官でありますならばいいですが、一休下級の

警察官などはなか／＼公になつておるかなつていないかという問題につきましては、認識が乏しいと存ぜられるのでありますが、これは何かもう少し捜査についての条件として、もつと列挙的にやるべきものではなかつたかと思ふのであります。たとえばアメリカの各種の新聞雑誌あるいはイギリスあたりの新聞雑誌、そういうものに書いてあることでも、語学が相当でき、インテリの人であるならばそれがよくわかるけれども、一体一般の捜査官がそれまでの知識があるかどうかからいふ、そこでこれは公になつておるなつていないという争いが、必ず起ると思ふのであります。この公になつていないというこの証拠責任でありまして、これは一体起訴する際に、あるいは捜査する際に、自然その責任が捜査官にあるのであるか、ないのであるか、その点についてはつきり御答弁願ひたいのであります。

○岡原政府委員 まずこの條文の書き方でございますが、これは「合衆国軍隊の機密」という文字がこまますつと續けて出て参りますので、そこで実はその説明といひますか内容といひますか、「合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画、若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。」というふうに書き表わしまして「合衆国軍隊の機密」という字句でそのまゝ使いたい、さういふ趣旨から括弧の中に入れたものであります。実質的にはまったく公になつていないというのが要件でございます、別に括弧の中であるから軽々しく取扱つたというわけではございません。それから挙証責任の問題でございますが、この点は一般の刑事訴訟法に関する証拠の取扱ひの原則と同じであります、原告官側に挙証責任がある、かように理解しております。

○猪俣委員 今の御説明を聞くと、原告官側においてこれが公になつていないものであるかいないものであるか、ある程度調べて、それから捜査に入るといふことに相なりましようか。

○岡原政府委員 疑いのあるものにつきましては、さういふことに相なると思ひます。

○猪俣委員 ところが實際問題といひまして、こゝろ公になつておるかないかを全然調べずに検挙し、あるいは勾留したということが起りました際に、さういふ挙証責任を盡さずして検挙した、勾留したという者に対してする制裁はどういうことになりましようか。

○岡原政府委員 もしもその檢察官なり警察官がまつたぐの悪意でさういふことがあつたといひますれば、それは職権の濫用でありまして、それ／＼制裁を加へるべきものでございまして、實際問題といひましては、かような事件につきまして、われ／＼は常に慎重を期すべきであるといふことを現地の方に言つてあるつもりでございます。従ひまして實際問題としてさういふ事件は軽々しく取上げられることはない、かように存じております。

○猪俣委員 そりするとこの挙証責任を盡さずして逮捕監禁したる場合には、刑法の職権濫用罪が成立すると、こゝろ承つてよろしうございませうか。

○岡原政府委員 簡単にさういふ結論ではないのでございまして、本人が何

らかの悪意を持つてさういふことをいひたした場合に、さういふことがあり得るといふことでございます。檢察官なり警察官なりにおいてこれらの点について、挙証責任といひますか、いろいろな証拠を集めるについては、おのづから能力限度がございまいしうから、これを盡したか盡さなかつたかといふことは、いろ／＼客観的に判断すべきでありましようけれども、その場合に、もし本人がこゝろに被疑者の事件をものにしてやる——何と言ひますか、でつち上げてやろうといふふうなことから、何もその点の手を盡さずに職権を濫用したといふ場合には、今のやうな事件が起り得る、かような趣旨に御了解願ひます。

○猪俣委員 それから「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、これはまあ目的罪になつていふやうであります、さういふと「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」がなければこの犯罪は成立せん、こゝろいふことに相なりましようか。

○岡原政府委員 第六條第一項において探知、収集をした場合に、全部が全部この六條一項違反になるのではないのでございまして、それがあつたは不当な方法でやつた場合、あるいはただいまお話のような目的をもつてなされた場合——この特殊な目的があるかどうか、あるいは方法が不当であるか、さういふ場合にこの犯罪になるわけでございます。

○猪俣委員 そこで問題は、何が「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」といふことになるかといふ問題であります。法務府の説明書を見ま

すると「合衆国軍隊の安全とは、同軍隊の諸装備、財産等や同軍隊の人員の生命、身体等的人的構成要素の安全をいう。一國の軍隊にとつては、その機密が現に敵對關係にあるか、又はさして遠くない將來敵對關係を生ずる客観的可能性のある外國その他合衆国軍隊の安全を害する意圖を有する者に知られることは、その安全にとつて危険なことといひなければならぬ。」こゝろいふ説明をされてゐる。結局「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」の客観性の説明じやないかと思ふのであります。そこで承りたいことは、この法律が施行せられます際には、この合衆国軍隊といふもの、これは他國の軍隊であります。この軍隊と敵對關係にある國といふのは一体何であるか。そしてまたさして遠くない將來敵對關係に入るといふのは何の國を言ふのであるか。一体さういふ國が現在存在するものか。

○岡原政府委員 この守らるべき機密の種類といふものは、性質的にかようなものでなければならぬといふことを表示したものでございまして、

○猪俣委員 これは構成要件の中に、合衆国軍隊の機密であつてもただちに犯罪にならない、その一つの制約としてこれは目的罪となつてゐる。そこでもし合衆国軍隊に現在敵對關係にある國もないか、または將來敵對關係を生ずるやうな客観性のある國もない場合には「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」といふものはなくなるのではないか。

○岡原政府委員 合衆国軍隊が毎日遊んでいてもいいやうな状態でこゝろ數年続くといふやうなことでございませう

ば、さういふ場合も観念的にはあり得るのじやないかといふやうに考えられます。

○猪俣委員 そりすると今世界は相當平和な機運に向つて來てゐるやうであります、するとこの具體的、軍隊の機密を犯す罪の発動は、合衆国軍隊に対する敵對の國が現れる、あるいは近い將來に敵對關係に入るやうな國が現れるといふことが客観的に認識せられたときのみ、この六條は発動するものである、こゝろ解釈してよろしうございませうか。

○岡原政府委員 この第六條以下の規定はいずれも行政協定第二十三條にその根拠を置くのでございまして、二十三條において合衆国軍隊の安全を保護すべき限度においてこの條文がやはり働いて來る、かように理解しております。

○猪俣委員 そこで現実の問題としてこれはただちに起るのです。あるいはある新聞に、合衆国の軍事基地がどことどこで、どのくらい軍隊が駐留しているといふやうなことを発表する。するとただちにこの六條が発動することになるのかならぬか問題になつて來る。そこで一体他國の安全を害するやうな情勢があるかないかを日本の裁判官がどういふ証拠に基いて判断するのであります。日本の國の安全を害するといふことならば、日本政府におきましては裁判所におきましては、國民もわかつてゐるかもしれぬ、事は合衆國のことでありませう。合衆國の外交問題、その合衆國の安全、なお言葉を加えて言へば、今法務府が説明なされたやうに、現在敵對關係にあるか近い將來に敵對關係に入るであらう

第一類第四号 法務委員會會議録第三十七号 昭和二十七年四月十九日

一

ような国、こゝういふことに相なりますが、一体それらのことを日本の裁判官がいかなる証拠に基いて判定することになるのであらうか。一体この「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」というような目的の罪になさつてしほらうとなさつていけるけれども、これは実現可能であるのかないのか、私ははなはだわからぬ。自分の国のこととすらくわからぬのに、ほかの国のことをそんな一々日本の裁判官がわかりますか。ことに裁判官なんというものは、あまり外交問題、経済問題なんということに對しては、そう申しては失礼だが練達雄能の士だと認められない人もある。さういふ場合におきまして、近き将来において敵對關係に入るのであらうというやうなことが、一体認定できるのかどうか。大体法務府の説明の中に、かような註釈を加えなければならぬやうな文句が出ることは、現在の日本といつたしましていかげなものであらうかと私は考える。もちろん裁判官の働きは裁判官がやりましようけれども、あなたの方の予想では無理じゃないかというやうな感じがありませんかどうか承りたい。

○岡原政府委員 かなり問題は大きなところと参つておりますので、外交問題、その他の詳細な客観的な情勢については、これを私からとやかく言うべき筋じやないかもしれませんけれども、ただ法律的な理論構成といつたしましては、さういふ一切の問題は、あげて裁判所が証拠をもつて認定すべき問題である、かように理解しております。

○猪俣委員 犯罪の構成要件としてこの目的を入れた、私はこれに反對する

ものじやありませんけれども、犯罪の容疑ありとして檢察官、あるいは警察官が活動する場合に「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」を持つたかどうかというやうなことの立証責任は、やはり捜査官にあると思ひますが、どうでありますか。

○岡原政府委員 その通りでございます。○猪俣委員 そうしますと、その立証事項の中には、ある国が合衆国軍隊の敵である、あるいは近い将来に敵になるのだという証明がなければならぬのですが、さういふ証明ができませんか。

○岡原政府委員 ただいま御指摘の合衆国軍隊の現在の敵、あるいは近き将来において生ずるであろう敵、これに對する云々と証書に書いてありますのは、要するに、この「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」と一言に簡単にいひまして、それが客観的に不能な問題であれば初めから問題にはならない。さういふ意味においてこれを除外した趣旨でございます。従ひまして「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」ということを判断するにつきましては、それらの諸般の情勢を証拠によつて総合認定する、かようなことに相なるだらうと存じます。

○猪俣委員 私のお尋ねいたしたいことは、合衆国の軍隊が駐留していても、世界が平和な道に進んで行きます状態におきましては、檢察官あるいはその他の捜査官といへども立証ができないと考える。さういふ立証ができない場合におきましては、本條は發動できないのだというこの確固たる御答弁があればいいと思ひるのであります。

○岡原政府委員 國際情勢が、猪俣さん御指摘のように平和であることを私も希望いたします。かような條文の適用が全然ないことを希望するのでございまして、單に外交的敵對關係、あるいはいひゆる戦時關係の敵對關係といふものがあるけれども、合衆国軍隊の安全を何らかの方法で害するものがないとは限りませんので、さういふ場合も予想した規定でございます。

○猪俣委員 第七條の第一項「前條第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。第二項の「前條第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。この「教唆」と「せん動」の區別を承りたいと思ひます。

○岡原政府委員 「教唆」と申しますのは、他人をしてある罪の実行を決定させることを申します。「せん動」と申しますのは、他人に對して中正の判断を失わしめるやうな手段方法で実行の決意をなさしめ、または既存の決意を助長せしめるといふやうな行為を申すのでございます。

○猪俣委員 この「せん動」といふ言葉は刑法にはないのであります。ところが政府はこの字が非常におすきだと見えて、今度提案せられるであらうと思われまます。破壊活動防止法案にも「せん動」といふ言葉が使つてある。それが労働組合スト闘起の原因にもなつてゐる。一体「教唆」の上に「せん動」といふやうな言葉を用ひないといふ政治的違反になりますか。

○岡原政府委員 「せん動」と申しますのは、既存の法律で、たしか国家公務員法並びに國稅犯則取締法の中に「あおり」といふ言葉を使つてございします。「あおり」と申すのは、字をくずしてございしますが、どうもわかりにくいといふので、既成概念の「せん動」といふ文字を使つた次第でございます。なお「教唆」と「せん動」との區別は、先ほどちよつと別々に申し上げましたけれども、「せん動」の方は、單に実行の決意を生ぜしめるといふことのみならず、すでに実行の決意をした者に對して、この決意を強めしめるといふやうな場合も含むといふ趣旨でございます。従つて若干その間に違ひが出て参るのでございします。

○猪俣委員 あなたの方でもこの説明書に御留意があるやうに、これは憲法に保障せられた言論の自由と非常に重大なる關係がある條文であります。そこで基本的人權といふものはこれは守らなければならぬ。それが制限せられる場合は公共の福祉といふ場合である。そこで基本的人權と公共の福祉といふことは、これは現代の大きな問題だと考へるのであります。福祉の方を重要視し、基本的人權を非常に軽く見るやうに相なりますならば十八世紀の福祉國家になり、ヒトラーの公益優先國家になり、東條の滅亡奉公國家と相なる。そこでこゝういふ場合におきましては、基本的人權に對して非常に細かなる神経を働かして立法していただかなければならぬと思ひます。ところが立法に當る人はなるべく大きく網をかけてひつぱりたい欲望であるが、刑法にりつぱに既成の法律概念として成立しております「教唆」といふ言葉のほかは、特別法二、三に吉田内閣になりました

て出て来たかもしませんが、こゝういふ「せん動」といふやうな法律概念としては実に不確実な言葉を用ひることによりまして、多数の人たちの基本的人權を侵害するおそれがある。ばくらは日本の裁判所に對しましてあまり信頼を置けない。アメリカの最高裁判所のやうに、明確にして現実的な危険といふやうなことにござまして、公共の福祉と基本的人權を調和するやうな風習が行われておるところにおきましてはいいかも存じませんが、私も日本の最高裁判所の態度を見まして、さういふアメリカの最高裁判所のやうな確たる信念に立脚しておるとは考えられない節がある。さういふ際にかやうな不確実な言葉、基本的人權を侵害するおそれのある言葉を用ひるといふことは、私もはまつたく反對であります。が、今お尋ねいたしましたも、言葉のあやみだいなものであつて、しかも「教唆」と「せん動」が違つていふ御説明の中には、はなはだ危険性がある。それがゆゑに「教唆」といふ刑法上の確立せられたる概念のほかに、「せん動」といふやうなまだ不成熟な言葉を用ひて、これが立法化されまして、下部の執行機關が濫用いたしまして、容易ならざる基本的人權の蹂躪問題が起ると思ひます。今御説明になりましたやうな違ひのある「せん動」といふ言葉は、何がゆゑにこゝう日本の國民の基本的人權と重大な關係のありまする法條の中に入れたければならぬ必要があるのか。こゝういふ不成熟の言葉はなるべく基本的人權擁護の立場から、これを削除すべきものであるが、法務府の御意見はいかがですか。

○佐瀬委員長 委員長として申し上げますが、この「せん動」という言葉は、最近のい／＼な立法上かなり問題の用語となつておるようでありますが、従来の立法において、日本においてあるいは外国において「せん動」という用語を使われたものがあるかどうか、お調べになつた結果がわかつておれば、簡単に御報告願うことが必要でないかと思ひます。

○岡原政府委員 猪俣さんの御質問の基本的な人権と公共の福祉との関係、これがこの問題の中心でございますことは、まさしく御指摘の通りでございます。そこで私も考えましたのは、アメリカ軍が行政協定に基きましてわが国に配備されるのは、わが国の安全を保障するという趣旨に出たものでございまして、その安全を保障して、これに意味をおきましては、われ／＼としてこれに協力しなければいかぬのではないか、さうなことに相なりますると、軍の安全が保障される限度におきましては、やはり相当な規定を設けなければならぬ。しかるに一方に御指摘のように、これがために基本的な人権が侵害されるようなことがあつては、これまた相ならぬ。さうな二つの観点をかかれこれ批評いたしました、この程度の立案はもとにやむを得ないものと私も考えまして、かような立案にいたしました次第でございます。なお機密の性質といたしまして、それが一旦外に漏れました以上は、あとからあつて何といたしましてもしようがないのでございます。従つてこの機密が探知、収集され、あるいは他に漏洩されるというのを未然に防止する、さうな趣旨から、この未然の段階におい

てとどめようというのが、この「陰謀」「教唆」「せん動」等を加えた趣旨でございます。

なお御参考までに申し上げますと、次の第八條に關係を持つて来るのでございしますが、第八條におきまして自首の減免の規定を置きました。その趣旨とするところは、ただいま申し上げたのとららはら關係に立ちまして、自首によつて機密がまだ漏れない先にこれを防止すると申しますか、他に漏れないように防止することができますればこれに越したことはないもので、さうなことから自首が減免の事由に加へられた次第でございます。

なおただいま委員長から御質問の「せん動」という文字の今までの立法例あるいは外国の立法例等につきましては、正確な資料をとりそろへまして書面にして御報告いたしたいと思ひます。

○佐瀬委員長 了承いたしました。

○猪俣委員 私は旧軍機保護法時代におきまして、委員会における質疑応答の記録を全部調べたことがある。しかしこれは十年くらい前の話で今頃から抜けておりますが、その場合におきまして、具体的な事件をあげて、これは軍機か、これは扇動かというように、あらゆる議員が質問されておつたやうでありまして、一体こういう場合は扇動になるか、こゝういふ場合は扇動にならぬかと、一々具体的な事例をあげて法務府の見解をたださなければならぬと思つておりますが、一体合衆国軍隊の機密、しかも公になつていないものであつて、しかも合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的のためにそれを探知、収集せよと、ある

人間を教唆する、これはわかりませんが、その以外に扇動するという場合は、一体具体的にどういふふうなことに現われますか。実例として、こゝういふ場合があるから、教唆のほかに「せん動」といふものを取締らなければならぬといふことを、あなた方は立案なさる際に頭に浮かべてきつた立案されたと思ふ。私も、教唆のほかに「せん動」なんというものは、軍の機密探知、収集にどういふ場合が一体当てはまるか、実例が出て来ない。出て来る実例からいふと、みんなそれは人権蹂躪になる実例だけしか頭に浮かばぬ。人権蹂躪にならぬで、しかも教唆だけにとどめられない何か合衆国の軍隊の安全を害するやうな事案で「せん動」という中にどういふ事案がありましようか。実例をおつしやつていただければと来るのであります。

○岡原政府委員 この種の事件と申しますか、事実につきましては、従来御承知の通り政令第三百二十四号によりましてアメリカ軍の裁判管轄に服しておつた關係上、こちらとしては実は具体的な事件は新聞紙等に二、三載つたことがあるかどうかという程度でございします。従いまして私もとして具体的な事件を、こゝにこゝういふ「せん動」の事例があつたといふことはちよつと申し上げかねるのでございしますが、ただ「せん動」と申しますのは、先ほどもちよつと申し上げました通り、單に教唆の態様にとどまるもののみならず、ちよつと詳しく御説明申し上げますと、他人に対して犯意を起させるという場合にとどまらず、すでに犯意がある者に対してこれを助言するとい

ふことを、中正の判断を失わしめるやうな手段方法でなすといふことになつて参りますので、従いましてその行為の態様において相当違つて参るのであります。なお従来の取扱ひにおきましては、扇動と申しますのは、不特定多数といふことも要件に加えた判例もあるやうでございします。さうな趣旨から「せん動」と「教唆」とは大分違つて参ります。かようにつけ加へる次第でございします。

○猪俣委員 そんな実例も考えられないやうな問題に対して、こゝうやつておけば広く網にかかるといふやうになつたのを予期しておつくりになつたのじやないかと思はれる。ちつとも水も漏らさぬようにきめてやろうという頭で、実例はわかぬけれども「教唆」だけでは何か漏れるものがあるのじやないか、だからついでに「せん動」といふものを入れておけといふふうに私もには考えられる。それでなければ、合衆国軍隊の安全を害する現実に具体的な危険というやうなアメリカの最高裁判所の基本的な人権と公共の福祉の建結点をそこを求めような頭ならば、今法務府の専門家が全然実例が出て来ないやうな文字を使うといふことは私ははなはだ解せないのです。さうして今あなたの説明を聞くところ、こゝう決意を固めてゐるものをなおあり立てることになるから、これは刑法で言う幣助罪、従犯といふやうなことにならぬのですか。それとはまた別なのですか。

○岡原政府委員 先ほど申し上げましたのは、従来の実例としては、事件がこちら側の裁判所にかかつてゐる關係上こちらとしてはわかりかねる、従い

まして具体的な事件を申し上げることはできないけれども、かように申し上げたのでございしますが、私もがこの法案の實際に動くに予想いたしましたのは、たとえば壁新聞を張る、あるいはビラをまくといふやうなことを意味するのでございします。つまりそれを讀んだ人が、ある者はすでに決意を持つており、ある者は決意がないといふやうな場合があるかと思ひまして、さうなことを予想したのでございします。なお補助的なものは刑法の従犯等で律せられるのではないかと御質問でございしますが、刑法におきまして補助の規定が働きますのは、本犯が補助されてその犯罪を實行したといふ場合にこれが問題になるのでございまして、これとそれは区別した趣旨でございします。

○猪俣委員 そうすると第七條第二項の「前條第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し」といふこの教唆罪は、本犯を犯さなくても教唆として独立の犯罪として処罰する意思なのですか。

○岡原政府委員 この規定の立て方はさうな建前でございます。

○猪俣委員 しかればわれ／＼が今まで覚えて参りました日本の刑法の教唆とこの教唆といふものは、字は同じくても意味は違ふことになると聞いてよろしいでしょうか。

○岡原政府委員 第三項におきまして「前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を實行した場合において、刑法總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」といふことを規定いたしてございしますのは、教唆された者が實際に犯罪を實行した場合においては、刑法の第六十一條がそ

のまき働いて来る、さういふ趣旨でございませう。

○猪俣委員 そすると第七條の二項の教唆といふものは刑法の教唆と内容が違ふのである、こゝういふことになりませう。

○岡原政府委員 ただいま説明いたしました限度において違つて参るわけではございませう。

○猪俣委員 「せん動」の場合もやはり「せん動」それ自体が独立罪でありますか。

○岡原政府委員 さういふ立案の趣旨でございませう。

○猪俣委員 そすると、何か壁新聞が張つてあるが、何人も軍隊の機密を探知、収集した者はない、ないが、壁新聞を張つた者それ自体を処罰する、こゝういふ規定でありますか。

○岡原政府委員 大体さういふ趣旨でございませう。

○猪俣委員 そすると、アメリカ合衆国の最高裁判所の現実にして具体的になる危険といふことによつて公共の福祉、基本的人権との調和をはかつていふ趣旨は、一体どこに現われているのですか。だれも現実の危険はない。また、だれも軍機を探知してない。しかるに新聞を張つたというだけで処罰される。何も危険がないのに処罰するといふことは、言論の自由と公共の福祉のいかなる調和をはかるのか。それでは言論の自由、出版の自由といふものを徹底的に圧迫することになりはしないか。現実にして具体的になる危険は何もない。しかるにそれを処罰するといふことはアメリカではやつていないことだらうと思ふ。アメリカ軍隊の安全を保護すると稱して、アメリカの

原則にもないことを日本人にだけ行ふといふことはどういふことか、その説明を聞きたい。

○岡原政府委員 その程度の——その程度と申しますのは、この條文に触れる程度の扇動行為ですが、それがあつたといふことは、その態様が壁新聞でありまして、現実に具体的な危険が生じた、かように私どもは考えております。つまりその趣旨とするとこれは、現実にいふことは、現にそれを張つたといふことであり、具体的な危険と申しますのは、それが読み得る状況にあるといふことで、これは従来のわが国の判例の態度でございませう。

○猪俣委員 そすると、その壁新聞が張られたとたんに、もう合衆国軍隊の機密が具体的にして危険なる現実に直面したと認定する、こゝういふ意味ですか。

○岡原政府委員 その壁新聞が張られるといふことは、同時にそれが読み得るといふ状態になつたわけであつて、これを讀んだ以上は、それに基いて行動する者が出る、さういふ意味において現実にして具体的な危険が生じた、かよういふわけであつてございませう。

○佐瀬委員 その場合の記事の内容はいかなる程度のものであるか。その点の制約といふことは考えられないのかどうか、その点の御説明を願ひませう。

○岡原政府委員 その点は、もちろん記事の内容あるいはビラの内容が何でもいふといふわけではないのでございまして、「あたりまえだ」と呼ぶ者あり、この構成要件にすべて当てはまるといふことを前提として、ただいま

の「せん動」の説明をいたした次第でございませう。

○猪俣委員 今の説明ははなはだ疑問がある。たとえば第六條において、合衆国軍隊の機密を探知、収集しても、それは合衆国軍隊の安全を害する用途に供する目的がなければ犯罪が成立しないといふことが書いてある。しかるに、壁新聞を張つただけでこの第六條の構成要件の扇動をしたといふことは、これは一体どういふふうにして判定するの。

○岡原政府委員 ただいま申し上げました通り、その前提たる第六條第一項第二項等の、この犯罪事実の内容について扇動でございませうからして、その機密といふは、第六條に書いてありますところの「別表に掲げる事項」といふことがまず第一要件になります。さらに「公になつていないもの」といふ点が同じく要件になつております。またその行為の態様につきましても、何でもかかるといふのではなくて、その行為の態様が、探知、収集、その方法はさらに一定の目的または不当な方法で、かよういふことをすべて要件とするわけであつてございませう。

○猪俣委員 これは実におかしいです。既に述べた通り、壁新聞を張つただけで見たら既に扇動になるといふこと、第六條のあの文章が苦心しておつくりになつたこの構成要件といふのは、これはほんとうにおかしな關係になつていふことは考えられるのですがね。じやその壁新聞の中に一体、合衆国軍隊の機密を知らなければならぬから軍隊の機密を探知、収集する必要がある、しかもまたあるいは、不当な方法で探

知、収集せよ、そしてしかもこれは公になつていないものであるといふような、一々断り書きをした場合に第七條が扇動するのですかどうですか、それをひとつ伺つておきます。

○岡原政府委員 文字の上ではいかうにもあれ、その内容がただいまのよりの要件を備えておらなければならぬ、かよういふわけであつてございませう。

○猪俣委員 そすると重ねてお尋ねいたします。この壁新聞の中に書かれた文句が、公になつていない合衆国軍隊の機密を、しかも合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、探知、収集せよ、あるいは不当な方法で探知、収集せよといふことをその文章の中に明白にうたわれている場合が、第七條の「教唆」または「せん動」に該当する、こゝういふふうに乗つてよろしうございませうか。

○岡原政府委員 つまるところの文書を読んだときの内容が、第六條の——ただいま一項だけを問題にしておりますから一項について申し上げますが、第六條の一項の趣旨に該当する場合に初めてこゝういふことが問題になる、かよういふ趣旨でございませう。

○佐瀬委員 田中亮平君。

○田中(亮)委員 今六條が問題になつておつたのですから、私はこの六條を先に重点に質問します。その前に、昨日加藤委員から相当詳しく質問したけれども、何らそれらしい答弁がなかつたのですが、われ／＼はこの法案を見たら、実際はまったくたまたまておる。あなたの方の立場では、アメリカが日本に駐留をして、さうして日本の安全を保障してくれるのであるから、アメリカ

の安全を保障する意味で軍機保護もしてやらなければならぬ、その他の犯罪検査、証拠収集の協力もしてやらなざるならぬといふふうな考えで出されておられます。これは答弁の中にもいふ／＼出ておりますが、この刑事特別法案解説書の中にも随所にさういふ文句が現われておる。試みに一節を読んでみると、この機密問題についての政府の説明書が「たとえ新聞雑誌などとしても報道を差し控えるのが、日本の安全を保障するため駐留している合衆国軍隊に対する日本人としての義務であり、従つて言論の自由の保障もそこには限界があると考えるべきであらうと思ふ。」云々、これに似たやうな趣旨のことが随所に思想として現われております。ところがこれはあなたの方だけが考へるので、実際は、国際情勢や国内情勢をごらんください。なるほど形の上ではアメリカ駐留軍が日本の安全を保障するために、しかも日本側の要請に基いて、迷惑ながらも駐留してやういふ形になつておる。しかし今日このやうなとぼけたことをだれも信用しておりません。事實は、アメリカ国のアジアに対する侵略計画を実施するために、どうでもこゝうでも日本をアメリカ軍の前進基地としなければならぬ。それゆゑに日本国民が、国家がどんなに迷惑をこうむらうとも、とにかく日本列島だけは放棄できない。ここを先途と、アジアの足場を固めなければならぬ。ことに朝鮮では失敗を、台湾方面でも危くなつて来た。東南アジア方面でもうまく行かぬ。けれども日本列島だけは何としても確保しようといふ意圖から出て、あらゆる無理をしな

がら、大急ぎに急いでサンフランシス

この二條約を結んだり、あるいはこれに基く行政協定などをつくり、さらにまたこのような本法案が国内立法の形で出て来ておる。これは実際日本人としての良識を持つておる人なら、たとえいかなる方でもわかるはずなんだ、新聞雑誌、あるいはラジオをお聞きになりぬわねばならない。世界情勢が曲りなりにも入らぬわけはない。それなのに、ぼくはどうしてこういうふうに平然として、アメリカの味方をするというところが、この際正義であり、アメリカ軍の安全を保障してやることこそ、日本の利益に一致するということをしやあしやあとして答弁ができ、また文章ができるのかと思えば、ふしぎでしようがない。私は国際情勢をもう二、三分ほど申し上げたい。実際、今日日本に侵略の危機などあります。だが日本を攻めると言うのです。さつきも猪俣委員もちよつと口にしておつたけれども、まあ、去年の終りごろから、大分切迫しておつた世界の戦争危機というものも遠のきつつあるじやありませんか。遠のきつつある。モスクワの経済会議を知らんがなつても、アメリカは不承知だつたらしいが、それでもアメリカから十二人も参加しておるし、英国、フランスはもちろん、世界四十数箇国から五百人という代表が集まつて、そして今、世界の貿易がとだえておつて、必要もないのに反感嫉視しておる、これをひとつ経済の面から打通して行こうじやないかという平和的な意図をもつてモスクワで国際経済会議を開いた。その結果は、たつた一週間余りの会議で、中共と英国のごときは一千萬ポンドに上るような膨大な貿易とつきがめ調印されておるじやあ

りませんか。全世界を通じて何億米ドルという大きな取引が、たつた一週間のうちに取結ばれておる。そのようにしてアメリカがいかに自国の世界支配を実現しようとして日本を基地にし、あるいは西ドイツを基地にし一生懸命やつてみたところで、もう戦争機運は遠のいて世界の人類は戦争をきらつておる。何とかしてもう戦争を避けて仲よく貿易もやろうし、文化の交流もやろうという意思になつておる。だからスターリンを知らんがなさい。ごく最近外国新聞記者の質問に答えて、もう世界戦争の危機は二、三年前に比べて大分遠のいておるという意味のことを言つておる。彼ははつたりでも何んでもありやしない。彼の言葉は昔からはつたりは一言もありません。国内の軍備経済に行き悩むを生じてあたふたしているような国を笑殺しておるのじやないか。戦争なんかできやしない。それなのに敵が来る赤の侵略が来るから国防がなければならぬということ、いりもしない軍隊を導入して、それを保護してやるというやうなばかげた立法措置をする。この一條一句といえども審議する不名誉さをも拒否したい。けれどもいやくも法務委員として、法務委員会にかかつた以上さういうてただあぐらをかいておるわけにいかぬから、しかたなく各條文について審議をして行きますが、さういう心組みでやるのでひとつ十分前提を了承しておいていただきたい。

そこで第六條ですが、軍機密の問題これは大分猪俣委員がわれ／＼の質問したいことを聞いておられますので、重複は一切避けます。もつともう少しつつ込んで聞かなければならない点もあるのて聞きますが、第一に合衆国の軍隊の安全という件であります。これは説明書を見ると、主として外敵関係が考慮されておる規定であるようであります。ところでアメリカ軍隊の安全については、あなたの方のお考えによれば、盛におすぎな言葉で言われておる。そこらの間接侵略、さういふものがあるはずでしよう。さうすると第六條の「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」というこの相手方に、間接侵略の主体がなり得るかどううかということ、これをまずお尋ねします。

○岡原政府委員 直接、間接を問わず合衆国軍隊の安全を害するやうな用途に供する場合はこれに入る、かような解釈でございます。

○田中(義)委員 そうすると、日本人同士が軍事基地のことやら、第六條の條件に当てはまるやうなことを話したり、あるいは文書を交換したりして、みんなこれにひつかかるわけですね。

○岡原政府委員 人が日本人であつても外国人であつても、理論の構成としては同じでございます。

○田中(義)委員 相手は日本人であつて外国人であつて問題ではないといふことですが、さてその日本人といつても店うございまして、間接侵略といふことをあなたの方は言われるが、実は昨今のメーデーなどにも現れておるやうに、国民のたいなる部分は、実は再軍備にも反対であるし、駐留軍にも撤退してもらいたいし、二條約も廃棄してもらいたいし、行政協定反対、破防法ことに反対、刑事特別法も反対であります。さういふのがおしなべて

の気持なんだ。さうするとこれらに話かけることは一切本條の罪を構成することになりますか。

○岡原政府委員 第六條一項は、探知、収集の場合の問題でございます。話しかけるという問題ではないのでございまして。

○田中(義)委員 実は私小わけして聞かなかつたのですが、それは第七條の「せん動」ということになりますか。

○岡原政府委員 第六條一項または二項の罪についての「せん動」の場合には当るわけでございます。

○田中(義)委員 そこでこの点についてもう一つお聞きしたいことは、その相手が外敵と目されるならばはつきりしておるものでありましようが、国内における間接侵略勢力とあなたの方が目されるものは、国内人は非常に多であつて、判定がつかないのですが、一般の人に文書なら文書を渡さうという目的で機密に接触することを収集したといふことになる、それはどうなりますか。

○岡原政府委員 ただいまお使いになりました間接侵略といふのは実際にどういふことになるのか、私も正確なところは存じませんけれども、その意味が合衆国軍隊の安全を害するやうな可能性のある侵略行為といふことが、さういふことを目当にする場合において、その目的があるといふことになるうかと思ひます。

○田中(義)委員 それではもつと具体的に問題を提出します。先ほどちよつと言つたことなんだけれども、今、少し進歩的な労働組合などは、あけて政府の方針に反対なんです。アメリカの方針にも反対なんです。従つてあなた方からいへば間接侵略の勢力とも目されるのでありましよう。そこで共産党でも何でもない労働組合が一つの演説をやる資料としてプリントをつくるのであるが、実はそのプリントの中に軍事基地がほしいといふので収集した材料を掲載をして配るといふ場合は、どうでしよう。

○岡原政府委員 先ほど委員長からの御質問もありましてお答えいたしました通り、その内容たる事実と申しますが行爲の態様が、單に煽動に當るとかいうことでこれの違反が生ずるのではないのでありまして、第六條の一項、二項等に規定されるやうな構成要件をその文書の上から読める場合にのみ、犯罪が成立するといふ意味であります。

○田中(義)委員 私の聞いておりますのは、六條の構成要件はみな満たしておるというのを前提としておるのです。そして今問題にしておるのは「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」云々というのを問題にしておるのです。説明書を見ると主として外敵関係と書いてあるから、間接侵略といわれるものを問題に出しておるのです。そこで一般の労働組合や農民組合といふやうな大衆団体に説明する必要上、資料を集めるために六條の要件を満たすやうな行為があつた場合は一体どうなりますか。

○岡原政府委員 第六條の要件を満たすやうな行為がありますれば、それは七條一項、二項等に触れて参る場合があるだらうと存じます。

○田中(義)委員 ここで形式的に取引しておるとどうも悪いが、悪いが、「用途に供する目的をもつて」といふこ

とを問題にしておるわけでありませう。これだけでは構成要件を満たしておるかどうかが、これを聞いておるわけなんです。それで一般の労働組合や農民大衆にむきかゝることを知らさなければならぬというので、どこそこでは莫大な土地を取上げられておる、飛行場ができておるといふ事実を報告するために調査したとする、これが罪になるかというのを聞いておるのです。

○岡原政府委員 さようにいたしますと、六條の要件を満たすかどうかというところが問題になつて来るのではなからうかと思ひます。そこで合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、という特殊な目的が必要になつて来るのでございまして、これは陰謀、教唆、扇動にそのまゝ必要になつて来るわけでございます。

○田中(義)委員 それで最初から私言つてゐるのだけども、安全を害すべき用途に供する目的というのがわからないうわけだ。これは早い話が、相手があつた方が遠慮しながらも、名前はあつてないけれども、ソ同盟なり、中共なり、そういうところへ送るべく作成した軍事基地の見取図ということに罪になるにきまつてゐる。それを言つてゐるのではない。国内の労働大衆や農民大衆に知らせるためにつくつたらどうなるかということなんです。

○岡原政府委員 だん／＼問題の焦点が明らかになつて参りましたが、それは第七條の一項、二項の問題というよりは、六條自体の問題であらうかと存じます。六條自体につきましては当初「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」ということについて御説明申し上げた通りでございます。

して、先ほど申し上げました直接の敵対関係のあるところ、あるいはいわゆる外交的な、あるいは戦時国際法に基づく敵対関係というものでなくとも、もつと砕いた表現でいいますと、先ほどの直接間接を問はず、何らかのさういふふうな敵対関係にあり得る、あるいは現にある、さういふものとの間の関係でございまして、さういふ者に機密が漏れる、知られるというところは、やはり保護しなければいかぬ。そこで「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」ということを規定した次第でございまして、さういふ目的が全然ない、意図がないというような場合には、これは入つて参らないのでございませう。

○田中(義)委員 そこではさう／＼どうもしつこいようだけれども、もう一点だけ伺ひます。さう／＼私が申したように、事実アメリカ軍に帰つてもらいたいという気分には国民はみななつてゐるのです。ことに労働者はさうなんです。だからこれはどうも敵対的な関係にあるものと見られればしやうがない。さうすると、それに見せるための文書をつくる材料を集めるということになると、どうでしょう。

○岡原政府委員 その点でございませう。私どももいたしましては労働者は敵対関係——心理的にはあるいはないやなやつだというふうには思つてゐるかもしれませんが、ここで考えました敵対関係というのはさういふものでございませう。で、国際公法上戦時関係にあるとか、あるいは近き将来にさういふ関係に立つ、あるいは事実上侵略を受くべき関係にある、さういふことを前提としたしておる次第でございませう。

○田中(義)委員 はなはだはつきりしないが、それはそれにしておきまして、次にさつき諸侯委員も聞いておりましたが、ここでは七條二項をもつて教唆、扇動などの独立犯としておるわけでありませう。ところでこれはどうも解せぬというの、第三項では「教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない」といふことでありますから、そこで教唆が成功して、さうして実行を遂げたときには、これはまず先に扇動を聞かねばならぬが、扇動はやはり独立した罪になるのですか。

○岡原政府委員 さういふことでございませう。

○田中(義)委員 それならさういふことだけをつかまえても、そんなものを独立犯にする手はないです。これは意見ですから次に移ります。

○田中(義)委員 これもちよつと小さい問題だが、ついでに第六條の「前二項の未遂罪は、罰する」とあるが、探知、収集の罪はわかるとしても、他人に漏洩する、漏洩未遂というものは、どういふことですか。

○岡原政府委員 たとえば手紙などで、他人に知らせようと思ひまして、手紙を出した、その行為は結局着手があるわけでありませう。しかしながら、まだ向うに着いていない、見ていないというふうな場合もあるわけでございます。

○田中(義)委員 それから別表について二、三聞きたいのですが、その前に、合衆国軍隊の機密を侵してはならぬというの、第七條の罪になるのですが、これは合衆国軍隊の機密であるから、合衆国軍隊の構成員または軍属、家族については、全然問題はないわけだと思ひますが、たとえば向うさんの最高司令官なり、あるいは幹部が、どういふふうな動静をとつた、あるいは会議を持つたとか、何々の件について、どこそこでもつた会議を持つたというふうなことを言うのは、さういふふうな情報を収集したり、探知したり、あるいは他人に漏洩するということとは、いかなるものですか、罪になりますか、なりませうか。

○岡原政府委員 単に合衆国軍隊の構成員が個人たる資格において云々の行為があつたというふうなことは、もちろん問題にならぬと思ひます。

○田中(義)委員 ところが、これが別表の「防衛に関する事項」のイ、「防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況」、この「実施の状況」などに入りませうか。

○岡原政府委員 もちろん入つて来るようなことはないと存じます。

○田中(義)委員 そうすると、「実施の状況」といふのを簡単に説明してもええませんか。

○岡原政府委員 この「実施の状況」と申しますのは、前段の「防衛の方針若しくは計画の内容」といふのを受けて参りまして、それらの実施の状況、つまり平易に申しますと、それらの方針や計画の内容が順次実施に移されて参ります。この実施の程度、方法であるいは内容、さういふものをさすのでございませう。

○田中(義)委員 でありますから、司令官がアメリカ本国から来た有力な人と何時何分どこで会議をしたというふうなことを新聞記事でよく出すが、それさえもやはり事と次第では、実施の状況に入るのじやありませんか。

か。たとえば今朝鮮なら朝鮮で停戦の
会議が行われておる。どうもこれは五
月一日までには片づきそうだが、つい
はアメリカから偉い人が見えて、そう
してこつちの最高司令官と会つて密談
しておる。これは今のところじやあり
ませんよ、たとえばの話ですが、大方
これは休戦会議が片づくものと思われ
るというよりなことを報道したとしま
す。これは「実施の状況」に入りやし
ませんか。

○岡原政府委員 さような程度のもの
は、「防衛の方針」あるいは「計画の
内容」というものには、直接の関係は
ないと思ひますので、入つて参らな
いと思ひます。

○田中(義)委員 別表一の「防衛に
関する事項」のハ「部隊の任務、配備
又は行動」これは説明書を見れば至つて
簡単明瞭に書いてありますが、しかし
説明書が説明しておるようなことは、
実はそういうことは日本の新聞のみな
らず、外国の新聞が始終書いておるこ
となんです、それはひつかりやしま
せんか。

○岡原政府委員 さような、新聞に載
る限度においては、もちろん問題にい
たしません。

○田中(義)委員 限度と言われると、
はなはだ不明確になるのであります
が、ことにアメリカの新聞などでは、
実に専門的に詳しく書いておられます。
日本の新聞はこれの受売りが多いよう
ですけれども、こゝでちよつとお尋ね
しておきたいのは、アメリカでは一体
プレス・コードというものはどうい
ふふうになつておられますか。それを
お尋ねする前に、たとえば別表の「防衛に
関する事項」の中で、「部隊の使用す

る艦船、航空機、兵器、弾薬その他の
軍需品の種類又は数量」あるいはその
すぐ前の、「部隊の使用する軍事施設
の位置、構成」——こういうことは書
いてないが、「性能又は強度」という
ようなこと、そういうことについては
まったく専門的な意見、学説、研究、
報告がなされて新聞雑誌に出ておら
います。そういうものは、日本でやつたら
ひつかかると思うが、アメリカではど
うして許されておるのですか。プレ
ス・コードはどうなつておられますか。

○岡原政府委員 プレス・コードにつ
きましては、一度前に資料を集めたこ
ともございまして、この法案の
審議の際に、実は使用するのを怠りま
したので、いづれ調べました上、お答
えたいと思ひます。ただアメ
リカの新聞雑誌には、割合に平気と申
しますか、そういうことが載つておる
ようでありまして、さようなものが載
つた以上は、先般申し上げました通
り、すでに公になつたもの、かような
ことに相なります関係上、この機密に
入つて参りません。

○田中(義)委員 アメリカから引用す
る分は罪がないとしても、日本の雑誌
あるいは研究機関、あるいは政党が
あのアメリカの新聞や雑誌が今日研究
発表しておるような程度のもので、引
用でなしに、独立してやりましたなら
ば、これはおそろしくこの法律にひつ
かかると思ふが、どうですか。

○岡原政府委員 つまり今の漏洩の問
題と思ひますが、その機密というもの
が、まず客観的に存在することが必要
と相なります。従ひまして、客観的に
それが公にされてないということとを
條件にいたしますが、さような機密が

いかなる形で研究者なら研究者の手に
入つたかというところが、まず第一に問
題になるかと思ひます。それにもま
して問題になりますのは、第六條第二
項に書いてあります、通常不当な法によ
らなければ探知し、または収集するこ
とができないような機密、これにひつ
かかつて参りますので、その性質があ
つて、本人にその認識があれば、それ
にかかつて来る場合も生ずる。但し純
然たる學術研究的なもので、合衆国の
機密と直接の関係なしに、研究したも
のが、たとえばたゞ／＼何かの類似
点を持つた、あるいは同一の問題が起
きたというところがあるとしても、それ
はたゞ／＼の問題でございまして、犯
意は欠けて来るわけでございまして。

○田中(義)委員 探知、収集の方法は
一応別として、今お尋ねしておる
のは、六條第一項の漏洩の問題です
が、そこでアメリカの新聞や雑誌が、
ことにニューズ・ウィークなどがよく
出しておるような、非常に露骨とい
うか、私どもから言つて、たまげるほ
うの詳しい発表をしております。ああ
いふ程度のものであれば、日本では
とても許されはしないが、この法律実
施後もどういふ許されまいと思ふ。た
といふような方法で探知、収集
した資料であらうとも、それは別問題
として、漏洩することが、公表す
ることが本法にひつかりはしないか
というところです。

○岡原政府委員 その前提として、そ
の機密がどこからか出て来なければ
ならぬということがまず第一に考えら
れます。その過程において、やはり一
つの犯罪的なものが起り得るというこ
とは、御質問の中にもはのかに見えて

いるところでありまして、つまり私
どもがいろいろ／＼な機密に、向う側の機
密がどの程度のものがあるものだらう
かというふうなことで、話しあつてみ
ましたけれども、通常われ／＼の目に
触れるようなところには、そういうこ
とがあるものではない。従ひまして、
さような機密がたやすく手に入る、あ
るいは漏洩されるということはないと
いうふうな感じを今持つてゐる次第で
ございまして。

○田中(義)委員 その点もはなはだど
うも不徹底だと思ひますが、時間がな
いので先へ急ぎましょう。もう一べん
さつきの問題に、ちよつと氣にかかり
ますので返りますが、合衆国の軍隊の
安全を阻害すべき用途に供する目的を
もつてやらなければ、本罪は成立し
ない。ところが新聞や雑誌は公々然と
掲げておるのであります、これらは
何も合衆国の軍隊の安全を害する用途
に供する目的などはあらうわけはな
い、一般にそれだと思はれますが、そ
ういふふうなものでもやはり漏洩罪に
ひつかりますか。

○岡原政府委員 新聞に書きます場合
には、第六條第二項の関係になつて参
るのでございまして。一項の関係ではな
いのでございまして。

○田中(義)委員 それでは時間がない
ので第一條からつと、今までの委員
の質問に対しての回答では納得の行か
ない点を拾ひ上げます。第一條に関し
てというより、むしろこの法案そのも
の全体と行政協定の協力問題です
が、行政協定の趣旨に抵触する、ある
いはそれに合わないような内容が、か
りにこの法案に盛り込まれておつたとしま
す。そうすると、これはどつちが優先

的に有力な効力をもつものでござい
ましょうか。

○岡原政府委員 私どもはこの行政協
定の文言を見まして、その不明確なる
点等を明らかにしようと思ひまして、
特に問題になりましたのは第三章刑事
手続に関する部分でございまして、そ
の点につきましてはこれを明確化した
つもりでございまして。従ひましてその
関する限り、この行政協定に基づくこ
の法案の方が細目にわたりまして明確に
したいという意味において優先するの
ではないか、かように思つておりま
す。

○田中(義)委員 そうおつしやるが、
たとえば第一條のアメリカ合衆国軍隊
の構成員や軍属、家であり、その定
義ですが、これにしても、行政協定の
方では、たとえば家族について「日本
の国籍のみを有する者を除く」とは
書いてないわけなんです。だから行政協
定の場合には、日本人をアメリカ軍人
が妻にしているというふうな場合でも、
これはそのまま行政協定のいう家族に
入るわけですか。ところがこれはそれ
を省いてあるということになると、ど
ういうことになりますか。

○岡原政府委員 その点は行政協定の
第十七條第二項に規定してございま
す。ちよつと読みますと「一に掲げる
北大西洋條約協定が合衆国について効
力を生ずるまでの間、合衆国の軍事裁
判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員
及び軍属並びにそれらの家族(日本の
国籍のみを有するそれらの家族を除く
。)(日本国内で犯すすべての罪につ
いて、専属的裁判権を日本国内で行使
する権利を有する。云々、こういうふ
うに書いてございまして。

○田中(衆)委員 今の問題についても少しお聞きしたいのですが、たとえば軍人、軍属、家族であることを証明する身分証明書を駐留軍の方で不当に出したという問題がある。不当に出したというのは、こつちが言うことであつて、向うでは正当に出したというのでしようけれども、日本側から見れば、それは不当であるというので、争いが起きます。そうするとこれは合同委員会に持ち出す。そこで決定が行われる。そうすると日本の裁判所が、こつちの者に対して第一條の定義に基く資格を証明する身分証明書を與えるべきではないという判断でありながら、結局は行政協定に基く合同委員会の決定に押しつぶされてしまふという結果になりはしないか。

○岡原政府委員 さような身分証明書がたとえ不法に発行されている、あるいは偽造したものを持つていたり、あるいは問題も、理論的にはあり得るかと思ひますが、さような場合におきましては、その実態を、つまり實際その者が軍構成員であるかないかということが問題になるのでありまして、たとえば身分証明書をたまた／＼そのときは紛失して手にしてゐなかつたといひましても、實際的にはその軍構成員であるということが客観的に証明できますれば、それによつて判断する、さようなことに相なると思ひます。

○田中(衆)委員 日本の裁判所が、たとえ今の身分証明書の問題について、これは身分証明書がない、あつても形式的に持つておつて、これは持つべき資格のある者ではないといふので、これに基いて判決したとする。ところがアメリカ軍当局の方は、さうで

はない、当然これはこの身分証明書をもらふ資格のある人だといふ見解で、判決後に合同委員会が開かれておる云々といふことがありますが……。

○岡原政府委員 さような場合もあり得ると思ひます。そうしてその合同委員会が解決できない場合が予想されます。さような場合におきましては、一般国際公法の原則にのつとつてどういふことに相なりますか。たとえば国際司法裁判所あるいは常設国際仲裁裁判所でありましか、さういつたものの問題になる場合もあるのではないかと、かように考えます。

○田中(衆)委員 そうすると、今のようないふ例から考えると、やはりこの国内法である刑事特別法よりも、行政協定なり国際法現の方が優先するといふ場合があり得るわけですね。

○岡原政府委員 優先するといふのではないのではないのでございまして、さような紛争が生じた場合には、さういふうなこともあり得る、さういふに申し上げたので、わが国の裁判所の裁判といふものはわが国の刑事訴訟法その他の刑事手続法現によつて律するはかないわけでありまして。

○田中(衆)委員 それでは第二條について……大体これはもう人が開いておることなんです、さつき諸侯委員が出しておつた例ですが、この土地は接収されて反対だ、あるいは接収手続は違法であるといふやうなことで、明渡しを拒否して農民諸君ががんばつておるといふやうな場合——ところが場合によつてはこれは不退去罪にひつかかるといふ御答弁であつた、それで繰返して詳しい例は申しませんけれども、あの設例の場合、私の考えでは正

当な理由があるといふことになつて、これは第二條の制裁を受けなくて済むのじやないかという気がしますが、どうですか。正当な理由があるんじゃないか。

○岡原政府委員 私どもはいたしましては、ある正当の理由の有無の判断は、結局最初に申し上げました通り、違法性の阻却の事由としてこれをなすべきか、あるいは構成要件の該当の問題として処理すべきかといふことについて、学説上争ひがあるといふことを前提にして申し上げましたけれども、大体において刑法の概念によつてこれは律すべき、似たような取扱いをなすべきものだ、かように申し上げた次第でございまして、設例のたゞいまの事件につきましても、先ほど理論的にはさういふものも入り得るといふふうに申し上げたのでございまして、が、なおいふ／＼疑問の点もあると存じますので、十分研究した上でさらに明後日にでも明確にいたしたいと存じます。

○田中(衆)委員 それでは明後日お答えを聞くとしまして、同じく第二條で「但し、刑法に正條がある場合には同法による。」といふことになつていまし、ここに掲げられたもの以外、たとえば説明には、射撃場とか演習場とかいふやうなものがあつてあつたやうですが、さういふ場所に入つたやうで、不退去であつたといふ場合には刑法で例がないので、ここであつた例を設けたといふ説明があつたのです。ところが刑法の方の処罰は、三年以下になつておる未遂も罰する。ところが本法では一年以下、未遂を罰しないことになつておる。そこで刑の権衡がちよつとおかしくなつて来るのじや

ないかと思ひます。というのはたとえばアメリカ軍の将校なり、あるいは軍属なりの邸宅に不法侵入の未遂といふことがあつた場合には、刑法では未遂を罰する、制裁を受けなければいけない。ところがそれよりも重要な案件であらうと思はれる合衆国軍隊の使用する施設や区域に入らうとして入りそこねたといふ場合には、何ら責任が問われないという不権衡——まだその他にもありますが、さういふ不権衡が生じないか、どうですか。

○岡原政府委員 この保護法益が違つておるのでございまして、第二條におきましては、合衆国軍隊が使用する施設または区域の中に入り禁止の場所といふことになつております。刑法の百三十條の方は「人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船」といふことになつておられて、簡単に申しますと、片方は一つの施設、区域という割合に広いものを考え、片方は居住権を中心とする一つの看守の場所を中心と考えておるわけでございます。

従ひまして広い施設または区域の中にもう一つ刑法百三十條に當るやうなものがあるとして、その中に入つて行くといふ場合には、それ自体未遂として、現在の百三十條でもやはり同じく未遂が罰せられるわけでございます。

○田中(衆)委員 次に第三條第二項で「犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することが出来る。」といふ親族免除の規定がありますが、こつちのことにするの、犯人といふのはアメリカ人です。それから、さうすると、アメリカ軍あるいは軍属、その家族——その親族と

いふことになる、結局アメリカ人じやありませんか。そうすると、日本の刑法の規定に置くのはおかしいことではないか。これはどうし置いたのですか。

○岡原政府委員 この点は先ほどもちよつと申し上げました通り、国際私法を律しまする法例の第二十二條によりまして親族関係が事件犯人の本國法に準拠して定められるわけでありまして、従ひましてその場合には、その国籍はアメリカである場合もございまして、あるいはその他の国籍の場合もあるわけでございます。

○田中(衆)委員 これは個人主義の裁判権を行うことになつておるので、当然かもしれないが、第三條で、主犯がもちろんアメリカ人である場合、そして従犯が日本人である場合は、従犯の方は日本の裁判所、主犯の方はアメリカの裁判所といふやうな、非常に審理上の困難な問題が生ずるやうですが、やはりそれ以外に方法はないのですか。

○岡原政府委員 つまり裁判権の問題でございまして、さういふことに相なるわけでございます。

○田中(衆)委員 第五條について、これは昨日も他の委員から問題にされておつたやうですが、「合衆国軍隊に属し、且つその軍用に供する」といふ表示が行われておるが、これは至つて判然としな。どう考へてみて、いろいろと判断のつかない例がたくさん出て来るのです。その二、三について尋ねます。たとえば自動車とかタンク、あるいはその他の兵器といふやうなもの、日本の工場で修理を受けるというやうなことはしよつちやうある

ことなんです。修理依頼中のものの所有権はもちろんアメリカ合衆国に属しておる。これはどういふことになりま
すか。やはり第五條の罪になります
か。

○岡原政府委員 それた入らぬとい
ふに解釈しております。

○田中(義)委員 これとちよつと違
うが、日本の軍工場なりが注文を受け
て、そして製造し、完成したもので
あつても、引渡しが始まらないものは、
第五條の対象にはならぬということ
ですが、これはもう一べん調べておき
たいが、どうですか。

○岡原政府委員 さように解して
おります。

○田中(義)委員 アメリカ合衆国軍
隊が原料を出して、そして技術指導も
半ば行い、日本の工場で製造させて
おるという軍用物件は、第五條の対
象になりますか。

○岡原政府委員 まつたく同一で
ございます。

○田中(義)委員 入るのですね。

○岡原政府委員 いえ、入らない
といふことでございます。

○田中(義)委員 「その他の物」と
いふと、車両とか軍馬というやうな
例も引かれたが「傷害」といふ言葉
があるところを見ると軍馬だけでは
ない、いろいろ生きものを対象とし
ておられるやうだが、これはどうい
うものを考えられるか、軍馬とか犬
とか……。

○岡原政府委員 ついでに軍用犬
といふやうなところじゃないかと思
います。

○田中(義)委員 もちろん糧食用
の家畜も入りましようね。

○岡原政府委員 家畜そのま
までは食

べられませんが、戦時中ただちに糧
食用に供し得るというやうな性質上、
おのずから制約が来るだらうと考
えております。

○北川委員 代理 ちよつと速記
を始めて……。

〔速記中止〕

○北川委員 代理 速記を始めて
ください。

○田中(義)委員 豚や牛のたぐ
いを輸送中殺したり傷つけたりする
ことになると、どういふことになり
ますか。

○岡原政府委員 さやうなものは
私どもはこの五條における糧食とは
考えておりません。

○田中(義)委員 「その他の物」
に入りませんか。

○岡原政府委員 「その他の物」
にも入らぬ。つまりここに書いてあ
ります「その他の物」と申しますのは、
兵器、糧食、被服その他これに類
すると申しますか、その程度の重要
性を持つた「その他の物」といふ
ふうに大体理解しておつたのでござ
います。

○田中(義)委員 意見として、こ
の規定、すなわち「その他の物」な
どというものは、これはさういふ刑
事立法例があるかどうか知りませ
んが、どうもさういふ罪刑法定主義
の原則に基いて、ぼやつとしてど
のやうにも解釈でき、縮小もできる
といふやうな表現の仕方、至つて
まづいので、何とかこれは方法が
ないものでないか。

○岡原政府委員 この点はいろ
／＼考えたのでございますが、もしも
これを野放しに現定いたしますと、
何でもこまかいものまで入つて来
るというやうな心配がございました

で、まず「合衆国軍隊に属し」とい
う要件と、「その軍用に供する」とい
う要件と、それから物については兵
器、糧食、被服、これに類する程度
のもの、ほかの立法例におきま
しても、何か例示を書きまして、そ
の他と、こゝうなりますと、その程度
のものがあるいはこれに類するもの
といふやうな解釈になりますので、
さやうな趣旨からこれを入れた次
第でございます。

○田中(義)委員 もう約束の時
間も三十分も超過しましたので、
きようはこれでやめます。

○北川委員 代理 本案に対する
質疑は本日はこの程度にとどめて
おきます。

なお明後二十一日は午前十時より
建設委員会との連合審査会を、午
前十一時より本委員会を開会いた
しますから、さやう御承知お願
いします。本日はこれにて散会
いたします。

午後五時二分散会

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所